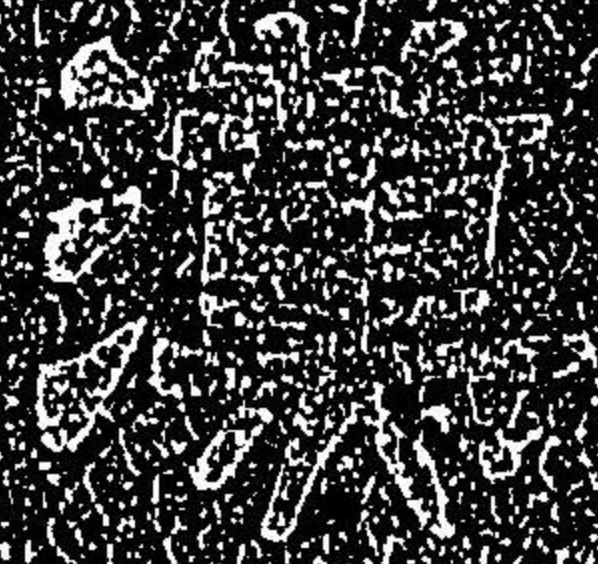
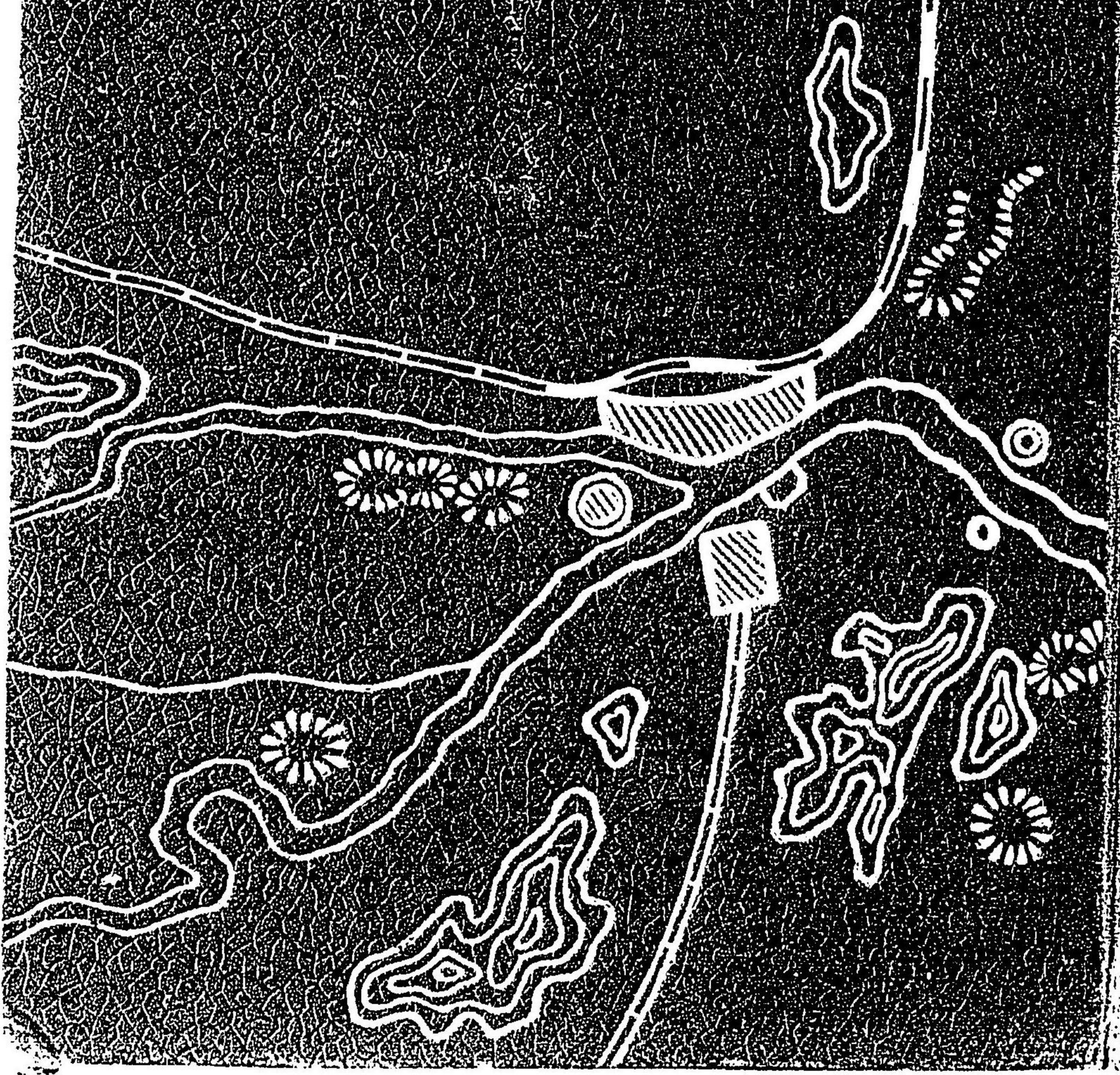


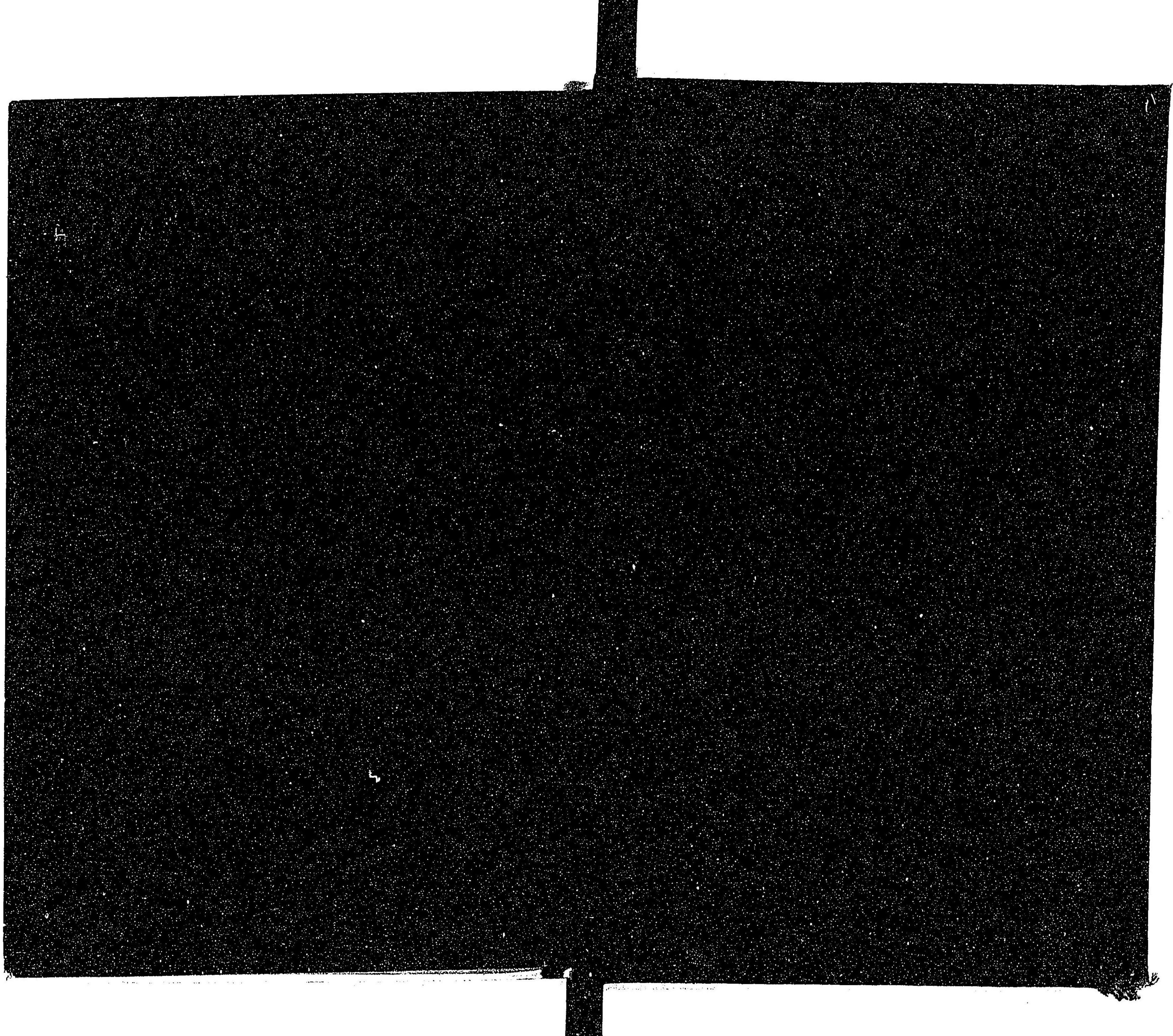
清國漢口大日本帝國通事

法學士水野幸吉著



中央支那通事





清國漢口大日本帝國領事

法學士水野幸吉著

漢口

中央支那事情

東京神田

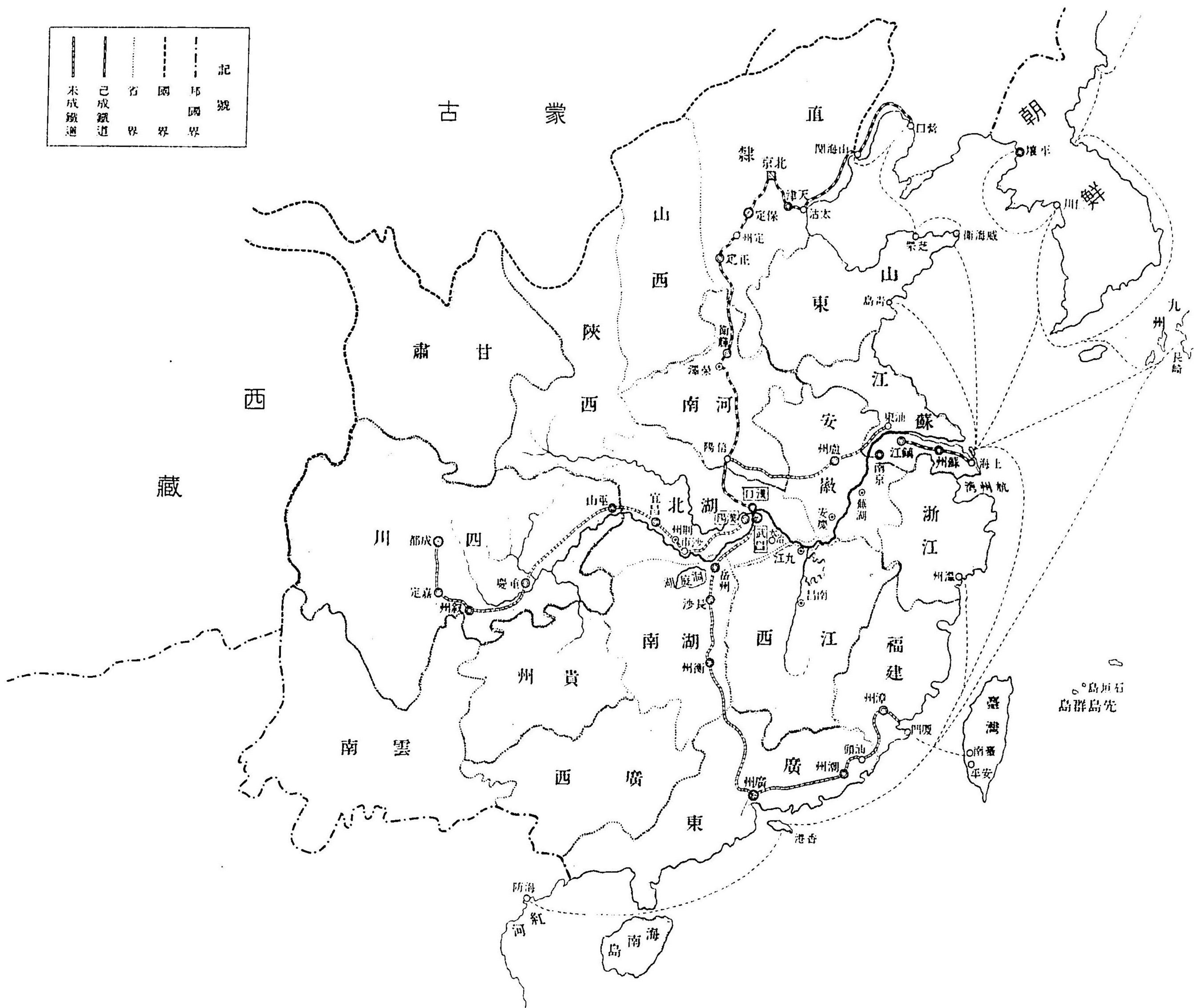
富山房發行 會合社

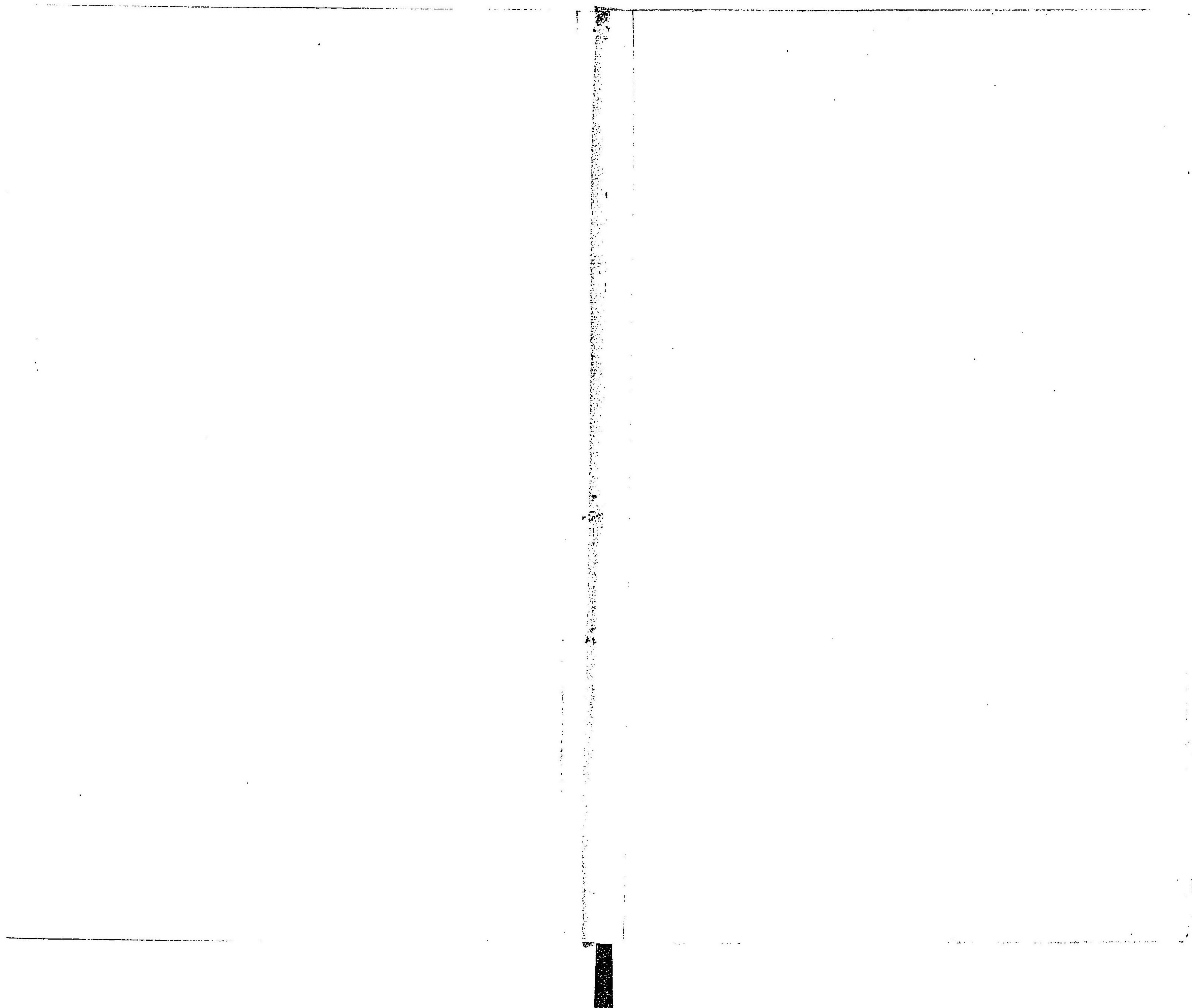
292,225

M1922k

30743

——	——	——	——	——	記
未成鐵道	已成鐵道	省界	國界	邦國界	號





千里の長江に臨み、終山に倚り、五湖を帯ぶる武昌の地、無量か夏日、晴武の城蹟、風雨幾百年、僅に蒼石に面影を留むるに過ぎざればとて、江を隔て、漢陽に、更に漢水を挟んで漢口に相對し、山河依然として往昔の形跡あり。南清の重鎮、湖廣の總督張之洞茲に督府を置き、武漢自二十萬の人口を擁し、關楚の院令す。謂はる天下四大鎮の一なりと名に背かず。

武昌の地、江に臨み、終山に倚り、五湖を帯ぶる武昌の地、無量か夏日、晴武の城蹟、風雨幾百年、僅に蒼石に面影を留むるに過ぎざればとて、江を隔て、漢陽に、更に漢水を挟んで漢口に相對し、山河依然として往昔の形跡あり。南清の重鎮、湖廣の總督張之洞茲に督府を置き、武漢自二十萬の人口を擁し、關楚の院令す。謂はる天下四大鎮の一なりと名に背かず。

本大領の、孤帆遠影別家渡、唯見長江天際流。一名吟と共て天下第一樓の名を専らに受け、往年泥濘の築に罷りて今はその一部を存するのみ。

樓跡に上りて眼を最て、江幅一海里の彼方に遙かに大別山を望む。山巔の峭守即ち高王廟なり。その山勢下りて江に迫る處、晴川閣あり。晴川閣を漢陽閣、芳草を陽武閣、の唐詩に能くその景を悉せり。大別山を隔りて漢陽府あり。山東の地は嶺南に、即ち鐵路及兵工廠の所在地なり。右の方輿林立幾日の艦船集る所也、淡水の江に別する所にして漢口通商口岸其なり。更にその右の方、近き漢口の支那街にして、故に各國內の租界とす。

武漢、昨の曉はこゝに悉くと雖、つらざるもの長江なり。左の方湖漢天際を宛めて、城郭の空と界を分たす。右の方江をまじりて青いには山數州の間に入る。此千里の鶴唳の右に於て文明の陳迹あり。武漢の地亦多し。現代及將來の文明の中心なるをあらわす。

友人本町に會話録の資料に據り漢口を中心として中央支那の形勢を極く、各處を貫通し、學の如く、武漢の地中只に備たるべく、武昌、漢口、漢陽以て支那の實利の豐富たるに足らざるは、其の事實中の一節を採りて附記し、併せて以て序に代ふ。

武漢誌す



武昌黃鵠樓より江を隔てて漢口漢陽を望む



湖廣總督張之洞氏



湖北按察使梁鼎芬氏

自序

滿洲の事已に決す。劍影未だ眼底を去らず、砲聲尙ほ耳朶に存する時に當つて、長驅利圈の展開を試むべきは勿論也。但た、滿洲は支那問題の一部にして全部にあらず。最大にして而かも未決なる清國問題は中央支那即ち揚子江流域に於ける利権の競争にして、帝國は其終局の解決に對し、最も有力なる一議席を占むべき運命を有することを忘るべからず。

漢口は長江の眼目、清國の中樞にして、中央支那の死命を制すべき地なり。如上の運命を有する帝國は、指を此方面の

經營に染めて僅かに數年、先進の列國が積勢と根柢とを有して經濟的に割據せる間に介在して、終局の勝を利權の競争に占むるは、一に我が商工業家の奮起活動に待たざる可らず。著者が本書を公にするの動機實に爰に存す。本書が精しく讀まれんよりは、廣く讀まれんことは著者の希望也。

明治四十年五月上浣歸任の途次長江溯航中

水野幸吉識

はしがき

自序に述べた通りの動機で、此の著を思ひ付いたは明治三十八年の秋漢口へ轉勤當時の事で、材料の蒐集に着手してから已に一年有半にはなるが、多端な公務の爲めに兎角等閑に流れて居た。所が、京漢鐵道は全通する、揚子江の航運は發達する、漢口の將來も追々本邦人の話頭に上るに迫んで此の著の必要を益々切に感ずるに至つた。折柄、幸か不幸か、養痾の爲めに歸朝する事となつて、珍らしく小閑を得たので、熱海の海濱や、箱根の山中で警戒に背いて終に此書を纏め了つた。病中の筆、羈旅の作、文章も體裁も固より萬金を期して終居らぬのみならず、内容に就ても修補の餘地あることは認めるが、亦是れ病餘の心血を瀝いだもの、尋常の案内記同様に考へられては著者少々不平である。統計は成るべく最新のものを執つたが、税關報告に基く分は明治三十八年迄となつたのは是非もない。また、執筆中に郵船商船兩會社の長江航路と湖南、大東兩汽船會社との合併談が纏まつて、日清汽船會社となつた爲め、多少改

はしがき

正すべき點も出來たが、何分先月の事て、出版の間に合はぬは遺憾である。

商業學士山崎馨一君(在漢口領事官補)八木双一君(前漢口領事館書記生)宮村季雄君(在長沙外務通譯生)は材料の蒐集に就て、文學士樋口秀雄君及文學士徳谷豊之助君は出版校正に就いて、何れも有力なる援助を與へられたのは深く感謝する所である。

領事館報告、清國海關報告、通商彙纂、及二三の洋書から採萃した箇所が少ない事も、爰に言明して置く。

著述の趣意から云へば、精讀して貰ふことは固より結構だが、讀者が利害關係のある部分のみを抽き讀みしても、差支ない様に編次して置いた積りである。

改版の際には大ひに修正する積りだが、讀者からも心付きの廉を注意して貰へば誠に仕合である。

著者述

(明治四十年五月)

目次

第一章 地理

吳淞より六百哩——東洋のシカゴ

第一節 地勢

第一款 湖北省

漢口附近は低窪——西部は高燥——揚子江——漢水——山岳

第二款 河南省

東は平原西は山岳——淮河——黄河の南北

第三款 江西省

贛江——鄱陽湖

第二節 面積及人口

第一款 面積

第二款 人口

目次

八

七

七

六

四

二

二

一

目次

第三款 外國人……………九

數に於ては日本第一—増加率

第三節 職業……………二二

第一款 清國人の職業……………二二

主として農—副業—大商人は他省人—工業—職工—苦力—民船—漁業

第二款 外國人の職業……………一九

主として商—日本人職業別

第二章 衣食住……………一九

第一節 衣……………一九

第一款 服制……………一九

最も完全なる衣服也—辨髪と纏足—股脚を露さず—釦

第二款 衣料……………二一

第一款 總説……………二一

往昔は麻—衣料と燃料

目次

第二項 麻布……………二二

地質—奈良晒と類似—幅—葛布

第三項 棉布……………二四

土布—金巾—マンチエスター製と米國製—本邦は土布を模造すべし—綿羽織と綿羽綾

第四項 羅紗と天鵝絨……………二六

第五項 絹布……………二六

錦衣歸郷の理想—贅澤品にも實利を忘れず—移風變行

第三款 一般衣料の色と模様……………二八

第一項 夏冬衣の色……………二八

模様よりは色合—俗色と正色—米湯嬌色—出爐銀色

第二項 色に關する男女の嗜好……………二九

第三項 朝服吉服と其色合……………三〇

禮裝—家庭に於て—天青—藍紅綠—喜事滿堂紅

第四項 喪服と其色合……………三一

目次

考堂—牧淚布—辨髮の組紐—考服—喪事滿堂白
第五項 衣服の模様……………三二

織物は稀也—模様の派手は色にあらすして光に顯はる—芝仙、佛手、桃—花
蝶—大四季花—變化に乏し—新意匠も歡迎す—相關正容、紋様の三要素

第二節 食

第一款 常食

第一項 飯及麵

二食を常とす—夜食—米を用ひ粟を用ひず

第二項 米及麵の調理法

第三項 米、小麥の産地及産額

下層人民は米よりも麵—麵粉の需要頗る大

第二款 副食物

第一項 野菜と肉類及其調理法

牛—水牛—羊—豚—鶏—鳩—野菜

第二項 鮮魚

第三款 輸入海産物

第一項 水産物の需用

鯉—鰯—鱈—鮭—鰒—烏鯉—鱒—鱈—甘魚—鱈—鰻—甲魚—鮎魚
乾鰯—鮮魚多くして乾鰯魚の需用少し—乾鰯の把束法—光澤—海參—
紅奇矢—南方海參は無刺—開參—貝柱—乾鰯子—乾鰯—昆布—刻昆布
—干鰯—淡菜—鱈鱈—一般罐詰—當分望なし

第二項 日本海産物の輸入

包裝法の不完全—鰯の産地—海參—貝柱—乾鰯子—寒天—寒天の商標
—乾鰯—昆布—刻昆布—刻昆布荷造法—鰯

第四款 主要食料品價格表

第三節 住

第一款 家屋の構造

瓦葺多く葺葺少し—壁天井—木料は粗雜—「ペンキ」塗—官吏は官署内に住
し商人の家族は店舗に住まず

第二款 材木市況

目次

五七

目次

湖南貴州兩省の産材——年額六百萬兩——湖南の石炭船——交通便にして林産
 減す——兩省産材の前途——米國材と競争の餘地

第三款 漢口市場に於ける材木價格表……………五九

第四款 土地の賣買賃貸價格並に借家賃……………六一

第五款 奴婢及勞働者の賃金……………六二

附衣食住に伴ふ日用品價格表

第三章 氣候と衛生

第一節 氣候

第一款 總説……………六五

種子島と全緯度——冬寒からず夏甚だ暑し——春雨多く秋最も佳也

第二款 空氣の溫度……………六六

第一項 平均溫度……………六六

第二項 最高及最低溫度……………六七

最高溫度は七月にして最低溫度は二月とす

目次

第三項 一年中溫度の變化……………六七

一年中十二月に急激なる變化多し

第四項 晝夜寒暖の差……………六八

最大八度最小四度

第五項 寒候……………六九

十二月より三月に亘る

第六項 暑候……………六九

五月より九月に及ぶ

第三款 濕度及び降水量……………七〇

第一項 濕度と降水量……………七〇

夏冬は乾燥春秋は濕潤

第二項 降水日數と雨期……………七〇

三月より六月までを雨期とす

第三項 降雪期……………七一

十二月より二月下旬迄——積雪量

目次

第四項 霜……………七一

第五項 雷電及地震……………七一

第四款 雨量及び風……………七一

第一項 晴曇日數……………七一

 曇多し—晴曇日數割合……………七一

第二項 風力及び風向……………七三

 風力微弱—夏最も弱し……………七三

第三項 暴風回數……………七三

第四項 黃砂……………七四

第五款 漢口氣象統計表……………七四

第二節 衛生……………七七

第一款 漢口地方の天候と衛生……………七七

第二款 疾病……………七八

第一項 風土病……………七八

目次

 風病—熱病……………七九

第二項 傳染病……………七九

 痘瘡—肺病……………七九

第三項 最も多き疾患……………八〇

第四項 日本人の罹り易き疾患……………八〇

第五項 患者表……………八一

第三款 市街の衛生設備……………八四

第一項 給水……………八四

第二項 汚物除去……………八六

第三項 道路……………八六

第四項 家屋……………八七

第四款 醫業……………八七

第一項 醫師及醫術……………八七

 診察料—全仁醫院……………八七

目次

第二項 藥舖……………八八

清國人—外國人

第三項 本邦藥舖及行商……………九一

附賣藥行濶取締規則

第四章 漢口の過去、現在及將來……………九四

第一節 漢口の過去……………九四

第一款 武漢の沿革……………九四

政治的都市と經濟的都市—開港と漢口の飛躍—夏代三苗の故地—周—周
末は楚—秦代—兩漢時代—三國時代—孫權に歸す—兩晉時代—隋唐—
五代—宋元の荆湖省—湖廣の稱起る—明代—清朝兩湖分る

第二款 開港以後……………九七

黃河の沿岸は文明の淵源—長安—河南襄ふ—漢口の開港—經濟的振興—
—重慶長州岳州の開港—湖南の開発—鐵道開通と河南の覺醒

第二節 漢口の現在……………九九

目次

第三節 漢口の將來……………一〇二

第一款 商業的將來……………一〇二

商圏の廣大—九省の會—未展の富源—交通の至便—シカゴに優る—産物
に富む—人口稠密—民度高し

第二款 工業的將來……………一〇六

原料多くして廉—勞力多く勞銀廉—燃料の豊富—交通の便—大冶鐵山

第五章 工業……………一〇九

第一節 概説……………一〇九

第一款 工業地としての好望……………一〇九

商業地よりも工業地

第二款 重要原料品……………一一〇

工業未だ大に興らざる所以—工業地としての多望の將來

目次

第二節 工場

第一款 已設工場表 一三三

第二款 武昌官設四工場 一三五

 第一項 織布局 一五六

 機械—製造高—製品—原料—職工

 第二項 紡紗局 一一八

 機械—製造高—原料—製品—職工

 第三項 官絲局 一一九

 機械—製品—製造高—原料—職工—悉く女工

 第四項 製麻局 一二〇

 工場内の設備—本邦人の運用—製品—製造高—麻袋の有量—原料—職工

第三款 漢陽鐵政局 一二三

 初め張之洞の管理—財政困難—盛宣懷に歸す—位置—工場の設備—溶鑪—溶鑪用燃料—流鑪用燃料

目次

第四款 漢陽兵工廠 一二七

 工場—小銃

第五款 燧昌燐寸製造所 一二八

 沿革—硫黃燐寸—工場内の設備—使用人—製品の種類—商標—聲價—包裝荷造—製造高—原料の供給地—原料購入料—清國各港燐寸原料輸入量の比較—需要地—職工及賃金

第六款 磚茶製造所 一三六

 露人の經營—原料—製品—清人經營の分

第七款 「タオル」製造所 一三七

 製品—需要

第八款 蛋白製造所 一三八

 原料—資本—産額—副産物—製造方法—職工及其賃銀—所在地

第九款 麩粉製造所 一四〇

 工場設備—資本—製品及製造高收支計算表—競争額出利益漸く減ず—原料

第十款 製油製豆粕工場 一四三

目次

日本棉花会社の二工場—機械—産出豆粕—産出油—油と粕の割合—豆粕の市價—原料と製品との比價—大豆空石の價—元豊豆粕製造所—蝦生豆粕製造場

第十一款 麥稈帽子製造業……………一四六
日本品の模造—製品と製法—小兒向帽子—原料—獨逸特に注意す

第十二款 棉線工場……………一五一

第十三款 烟草工場……………一五二

第十四款 湖北廣藝興公司……………一五三

第十五款 武昌善技局……………一五四

第六章 牧畜と漁獵……………一五五

第一節 牧畜……………一五五

第一款 牛乳搾取業……………一五五
飼養費—乳牛價格—收支計算

第二款 養豚業……………一五七

目次

種豚は湖南産—飼養方法—繁殖—豚兒—去勢—種豚飼養法—購買方法—豚毛の取引

第三款 一般の家畜……………一六二
牛—水牛と騾—馬—鶏

第四款 獸疫……………一六三

第二節 漁獵……………一六四

第一款 漁業……………一六四
捕獲法と季節—販賣法—内河—内湖—湖主と漁夫

第二款 獵業……………一六七
盛ならず—鳥類—獸類

第七章 航運……………一六八

第一節 汽船航運業……………一六八

第一款 概論……………一六八

第一項 長江に於ける航業の大勢……………一六八

目次

英清專利—商船會社航路開始—三社の聯合—商船會社迫害せらる—獨乙
指を染む—郵船會社—佛國亦加はる—五國入社—競争激甚—大聯合は
自然の數—我四社の合同

第二項 楊子江汽船航運業國別表……………一七〇

第三項 各會社略説……………一七二

第二款 漢口上海間の航路……………一七五

 第一項 各社の汽船……………一七五

 第二項 航程表……………一七九

 附大阪商船會社上海漢口線發着及賃金表

第三款 漢口宜昌間の航路……………一八四

 第一項 概説……………一八四

 第二項 各種の表……………一八五

第四款 漢口湖南間の航路……………一八八

 第一項 航路の概況……………一八八

 第二項 各種の表……………一九〇

目次

第五款 漢口本邦間直航線……………一九九

 第一項 大阪商船會社の漢口大阪線……………一九九

 利便大—主要載貨—積荷の慣習

 第二項 日本郵船會社の漢口横濱線……………二〇一

 直航線の利害と將來

第六款 漢口武昌間渡江船……………二〇二

 必要甚大—改良の困難

第七款 漢水航路……………二〇四

 襄陽迄—兩岸豐饒—貨物は皆民船—汽船は旅客用—汽船業不振の原因

第二節 汽船以外の航運業……………二〇六

 第一款 民船停泊所……………二〇六

 二十餘箇所—帆檣林立尙及ばず

 第二款 民船の種類……………二〇七

 第三款 民船の問屋……………二〇九

目次

部帖の有無と所在——扣錢

第四款 民船雜說……………二二一

雇賃——水手の數と俸給——造船費

第五款 課税……………二二二

厘金税と船税——收税方法

第三節 運賃……………二二三

第一款 各會社運賃の比較……………二二三

定率據るに足らず——割戻金

第二款 漢口上海間運賃表……………二二四

第三款 湖南航路運賃表……………二二五

第一項 上航貨物……………二二六

第二項 下航貨物……………二二九

第四款 淡水航路乘客運賃表……………二二九

第四節 倉庫業……………二三五

目次

第一款 汽船會社と倉庫業の設備……………二三五

専門の倉庫業なし——會社の競争は荷主の利——他地方と異なる慣習——會社に及ぼす影響利弊——荷主に及ぼす影響利弊

第二款 清國人の經營せる倉庫……………二三八

位置の僻遠——倉敷料——積却費——倉庫證書を發給せず——危險の負擔

第三款 水上倉庫……………二四二

發賣方法——水上市——其利害

第五節 港灣の設備……………二四四

第一款 蘆船……………二四四

第一項 概説……………二四四

第二項 荷役方法及費用……………二四五

第八章 金融通貨及度量衡……………二五二

第一節 金融機關……………二五二

目次

第一款 概説……………二五二

幣——對人信用と對物信用

第二款 銀行の名稱及種類……………二五三

 第一項 票莊……………二五三

 第二項 錢莊……………二五五

 第三項 官銀號……………二五七

 第四項 戶部銀行……………二五八

 第三款 銀爐……………二五八

 第四款 當舖(質屋)……………二六〇

 第五款 公估局……………二六二

 第六款 支那銀行の組織及營業の狀態……………二六七

 第七款 銀行組合及集會所……………二六八

 第八款 外國銀行……………二六八

 第九款 貸附金預金及利率……………二七〇

目次

第十款 爲替賣買……………二七二

第十一款 莊要發行……………二七二

第十二款 外國銀行との關係……………二七四

第二節 通貨……………二七四

 第一款 概説……………二七四

 第二款 流通貨幣の種類……………二七五

 第一項 弗……………二七六

 第二項 外國紙幣……………二七七

 第三項 官票……………二七七

 第四項 錢票……………二七八

 第五項 銅錢……………二七八

 第六項 馬蹄銀……………二七九

 第七項 銅貨……………二七九

第三節 度量衡……………二八〇

目次

第九章 商業機關

第一款 行……………二八七

第二款 幫……………二八七

第三款 市場……………二九一

 所在—取引方法……………二九一

第四款 會館及公所……………二九三

第五款 商習慣……………二九五

 實買取極—貨物引渡—代金支拂……………二九五

第六款 買辨制度……………二九七

 第一款 總說……………二九七

 第一款 概說……………二八〇

 第二款 尺度……………二八一

 第三款 斗量……………二八三

 第四款 權衡……………二八五

目次

第十章 外國貿易

第一節 一般輸出入貿易

第一款 總說……………三〇九

第二款 輸出貿易……………三一四

 第一款 概說……………三一四

 第二項 起源……………二九九

 第三項 性質……………三〇〇

 第四項 利害……………三〇二

 第五項 給料……………三〇三

 第六項 「コムミツション」……………三〇三

 第七項 注文價格と買入價格の差金……………三〇四

 第八項 結論……………三〇五

 第七款 棧房客商宿所……………三〇七

目次

第二項 茶……………三二二

第三項 大豆類……………三二二

第四項 棉花……………三二二

第五項 桐油……………三二二

第三款 輸入貿易……………三二三

第一項 概説……………三二三

第二項 銅及銅貨地……………三三四

第三項 綿布……………三三四

第四項 綿糸……………三三五

第五項 石油……………三三五

第六項 麵粉……………三三七

第七項 砂糖……………三三八

需用狀況——日本砂糖の輸入……………三三八

第八項 材木……………三四一

目次

(一) 輸入高……………三四一

(二) 種類用途及價格……………三四二

(三) 取扱商……………三四八

第九項 枕木……………三四九

(一) 輸入額……………三四九

(二) 各國輸入枕木の比較……………三五〇

第十項 卷烟草……………三五三

(一) 需用の狀況……………三五三

(二) 小賣相場……………三五四

(三) 清國人の嗜好及要求……………三五六

(イ) 價格……………三五六

(ロ) 香味と數量……………三五六

(ハ) 包裝及商標……………三五七

(ニ) 挿入寫眞……………三五九

目次

(ホ) 吸口及錫箔 三五九

(四) 我專賣局の卷賣 三六〇

第十一項 機械類 三六四

第十二項 擬洋紙 三六四

第十三項 「セメント」 三六五

第十四項 雜貨 三六七

(一) 香水 三六七

(二) 石鹼 三六八

(三) 齒磨粉 三六九

(四) 橫楊子 三七〇

(五) 漆器 三七〇

輸入不報の理由—陶器に及ぼす—紙業製品の便利—漆工の拙劣

(六) 「アンチモニー細工」 三七二

(七) 彫刻置物及陶製花瓶 三七三

目次

(八) 匾額類 三七四

(九) 玩具 三七四

第二節 外國直輸出入貿易 三七五

總額國別比較表—輸入比較表—輸出比較表—品目

第三節 對日本貿易 三八一

第一款 概説 三八一

第二款 主要輸入日本品 三八三

第一項 銅塊 三八三

第二項 綿製品 三八三

第三項 海産物 三八四

第四項 石炭 三八五

第五項 燐寸 三八五

(一) 需用及種類 三八六

(二) 主要なる燐寸の市價 三八八

目次

(三) 品質の比較……………三九〇

(四) 結論……………三九三

第六項 洋傘及時計……………三九五

第七項 綿織器械……………三九六

第八項 綿糸……………三九六

第九項 擬洋紙……………三九八

第十項 枕木……………三九九

第十一項 漆器……………三九九

第三款 最近三年間日本商品の輸入表……………四〇一

第四款 對日本輸出品……………四〇七

第四節 土產品輸出貿易……………四一〇

阿片—茶—米—豆類—胡麻—紙—煙草……………四一三

第十一章 物産(未製半製
精製共)……………四一三

目次

第一節 總論……………四一三

第二節 各論……………四一五

第一款 茶……………四一五

第一項 產地及産額……………四一五

第二項 種類及製茶法……………四二一

第三項 茶商及其取引高……………四二二

第四項 漢口茶輸出額……………四二六

第五項 漢口茶の將來……………四三六

産出減少の三大原因—競争者の出来—製法の拙劣—茶園の荒廢

第二款 豆類及豆糟……………四四三

第三款 米……………四四四

第一項 產地……………四四四

第二項 産額……………四四五

第三項 輸入米……………四四六

目次

第四項 取引商及取引状況…………… 四四七

第四款 麻…………… 四四九

 第一項 産額…………… 四四九

 第二項 種類及産地…………… 四五〇

 第三項 苧麻の耕作法及收穫…………… 四五四

 第四項 取扱商及取引状況…………… 四五六

 第五款 煙草…………… 四五九

 第一項 産地…………… 四五九

 第二項 煙草商及取引状況…………… 四六〇

 第三項 輸出額…………… 四六一

 第四項 耕作法…………… 四六一

 第六款 生糸…………… 四六二

 第七款 漆…………… 四六三

 第一項 産地及産額…………… 四六三

目次

第二項 種類…………… 四六四

第三項 漆商及取引状況…………… 四六五

第八款 小麥…………… 四六七

第九款 胡麻…………… 四六八

第十款 各種の油類…………… 四六九

 第一項 概説…………… 四六九

 第二項 大豆油…………… 四七〇

 第三項 生油…………… 四七一

 第四項 胡麻油…………… 四七一

 第五項 茶油…………… 四七二

 第六項 桐油及秀油…………… 四七三

 第七項 皮油、木油、梓油…………… 四七四

 第八項 漆油…………… 四七七

(イ) 製法…………… 四七七

目次

(ロ) 外商買込高 四七八

(ハ) 産地及産額 四七八

(ニ) 取引及商店 四七九

(ホ) 荷造法 四八〇

第九項 油に関する取引習慣 四八〇

第十一項 麻網 四八二

第一項 需要状況及麻網の輸入額 四八二

第二項 需用品の品質及價額 四八三

第三項 取扱店並に所在地 四八四

第十二項 白蠟 四八五

第十三項 麻織物 四八五

第一項 需用及種類 四八五

第二項 取引状況及取引商 四八六

第三項 輸入税及運賃 四八八

目次

第四項 種類 四八九

第十四項 製靴 四九〇

第十五項 材木 四九二

第一項 種類及用途 四九二

第二項 産額及産地 四九五

第三項 材木商及取引状況 四九六

第四項 兩湖材木の將來 四九八

第十六項 織布 四九八

第一項 概説 四九八

第二項 種類及産地 四九九

第三項 賣買價格 五〇一

第四項 工賃 五〇五

第五項 用途 五〇五

第六項 取引方法及と商賈 五〇六

目次

- 第七項 將來……………五〇七
- 第十七款 棉……………五〇九
- 第一項 產地產額及相場……………五〇九
- 第二項 品質及耕作法……………五一一
- 第三項 取引商及取引狀況……………五一三
- 第十八款 牛皮……………五一五
- 第一項 產地及種類……………五一五
- 第二項 產額……………五一六
- 第三項 取引商及取引狀況……………五一六
- 第四項 防腐法及荷造法……………五二〇
- 第五項 用途、期節及相場……………五二一
- 第十九款 礦物總說……………五二二
- 第二十款 石炭……………五二二
- 第一項 產地及產額……………五二三

目次

- 第二項 價格……………五二六
- 第三項 取扱商及取引……………五二七
- 第四項 需要……………五二九
- 第五項 外國炭の輸入……………五三〇
- 第六項 日本炭輸入の將來……………五三一
- 第七項 採掘の狀況……………五三二
- 第二十一款 銅……………五三四
- 第一項 需要、供給及外國輸入額……………五三四
- 第二項 產地……………五三五
- 第三項 銅幣局……………五三五
- 第二十二款 鐵……………五三六
- 第二十三款 金銀鹽等……………五三七
- 第二十四款 「アンチモニー」……………五三八
- 第二十五款 陶土……………五四三

第十二章 公益及公共の機關

第一款	學校	五五二
第二款	病院	五六〇
第三款	教會堂	五六一
第四款	寺及廟	五六二
第五款	社交機關	五六五
第六款	居留地	五六六
第一款	總說	五六六
第二款	英租界	五六七
第三款	露租界	五六八
第四款	佛租界	五六八
第五款	獨租界	五六八
第六款	日本租界	五六九
第七款	日本居留地及其の取極書	五六九

第十三章 稅關及郵便制度

第八項	居留地内に於ける外國人及商店	五七五
第九項	各國居留地經營と維持	五八五
第一節	稅關	五八七
第一款	概說	五八七
第二款	稅關規則	五八八
第三款	厘金局	五九五
第二節	郵便制度	五九九
第一款	清國郵便	五九九
第一款	概說	五九九
第二款	中央支那に於ける清國郵政の發達	六〇〇
第二款	日本郵便局	六〇二

第十四章 鐵道

目次

第一節 粵漢鐵道(未設) 六〇三

第二節 川漢鐵道(未設) 六〇五

第三節 京漢鐵道 六〇六

第一款 起源 六〇六

第二款 工事の進行と全線の開通 六〇九

第三款 軌道及鐵道材料 六一三

第四款 客車及乘車賃 六一三

第五款 貨車及貨物 六一九

第六款 釐金 六二〇

第七款 倉庫業 六二三

第八款 沿道の要市 六二五

第九款 京漢鐵道運賃表 六二九

附 錄 目 次

(一) 中央支那向綿絹織物に就て 六六五

第一款 綿織物 六六五

第二款 絹綿交織 六七三

第三款 絹織物 六七九

(二) 漢口の土地に就て 六八二

第一款 地 價 六八二

第二款 耕作物收穫率 六八三

第三款 地主と小作人との關係 六八三

第四款 地 租 六八四

第五款 土地賣買の習慣 六八六

附 錄 目 次

(三) 漢口に於ける水道及電燈會社設立に就て……………六八六

- 第一款 水道電燈會社の計畫……………六八六
- 第二款 資本及配當……………六八七
- 第三款 工場の敷地及會社の組織……………六八八
- 第四款 創業費一年の収益及營業費……………六八八
- 第一項 創業費豫算表……………六八九
- 第二項 利益見積高……………六九〇
- 第三項 事業開始後毎年の費用豫算……………六九〇
- 第四項 意見……………六九一

(四) 長江に於ける列國の競争……………六九二

(五) 起業資料……………七〇八

(六) 在清國帝國領事館管轄區域……………七七九

(七) 清國各地駐在帝國領事……………七八三

- 第一款 工業地としての漢口(其一)……………七〇八
- 第二款 工業地としての漢口(其二)……………七三八
- 第三款 漢口に於ける本邦商工業視察者と起業難の理由……………七五〇
- 附官設商品陳列場の必要……………七五〇
- 第四款 漢口に於ける最近の膨脹と之に對する將來の施設……………七六〇



漢口 中央支那事情

第一章 地理

法領事 水野幸吉 著

船吳淞を去つて楊子江を溯ること六百哩漢水の朝宗する所に武昌漢陽と鼎立せる漢口は貿易年額一億三千萬兩夙に天津を超え、近く廣東を凌ぎ、今や清國要港の第二に位し進んで上海の壘を摩せんとし、奇警なる視察者をして、東洋のシカゴと評せしむ、其發達は最近京漢鐵道の開通によりて著しく助成されたるに相違なしと雖、大都會の興る必ず地の利あり、古へ天下四大鎮の一として聞へ、今はた中央支那の要樞として知らるゝ漢口を知らんと欲せば、先づ湖北本省及河南江西の隣省に就いて地理的研究をなさざる可らず。

第一章 地理及び地文 第一節 地勢

東洋のシカゴ
天下の四大鎮の一

第一節 地勢

湖北省

第一款

湖北省(東部は在漢口帝國領事館の管轄、西部は在沙市帝國領事館の管轄)

湖北省は、西部高地にして次第に東部に向つて低く、揚子江は大幹、西より東に流れ、漢水は西北より東南に流れて揚子江に朝宗す。漢口を中心として東西二百哩、南北百哩の間は、地勢低窪にして多數の湖沼を湛へ、黃蓋湖、斧頭湖、梁子湖等擧て數ふべからず、殊に此地方は、夏期揚子江及漢水の増漲、氾濫に困り低凹なる地は一望渺漠たる湖水となり農作物を害する事珍しからずと雖も、湖北省の西部は概して高燥なる大平原にして地味肥沃、氣候和順、尺土寸地と雖も耕作、牧畜の用に供せられざるはなし。

揚子江は巴蜀三峽の險を過ぎて湖北省に入り、宜昌、吳淞より千哩、開港場に到つては平流滔々、優に千噸の汽船を泛ぶべく、沙市、開港場を経て省の南境に沿ふて洞庭湖(湖南省に在り)の水を集め、東北流して新堤に於て洪湖と漢水とを連絡せる新興河を併せ、沿岸所在の湖沼の水を受け、寶塔洲、嘉魚を過ぎ、金口に

漢口附近は低窪

揚子江

漢水

山岳

3

於て南方斧頭、黃塘、赤城及魯諸湖の水を集め、沌口に於て復漢水に連絡する沌水と合し、漢口に至り漢水と合し、尙ほ東北流して淪水、撈雞河、武湖を合せ、方向を轉じて東南に流れ、黃洲、黃石港、汽船寄港地にして有名なる大冶鐵山に近し、附近に於て倒水、乾沙河、易家河が黃洲府の地境に發源して北より流れ會するに遭ひ、樊口に到りて梁子、湯家、吳塘諸湖の水を合せ、巴河、歸水、白馬河を容れ、富池口に於て興國洲附近を灌漑する富水に會し、少しく方向を東南方に轉じ、武穴(汽船寄港地)、九江、漢口領事兼管、開港場を経て江西、安徽兩省の境に入る。漢水は襄水又は襄河と稱し、源を陝西省の西南境に發し、湖北西地境より入りて東南に流れ、鄖陽、襄陽、安陸三府を経て漢陽府管に入り、東地に向ふ、仙桃鎮附近より三四の分流を發し、揚子江本流と上流に於て連絡し、又漢川縣に於て曹湖の水及び德安府北境山岳地方より來る鄖水を併せ、少しく其方向を轉じて東流し、蔡甸(又た店に作る)を過ぎ、下十湖、官湖等の水を合せ、漢口に於て揚子江に注ぐ、漢口より仙桃鎮に到るまで漢水の長さ百哩餘。

本省の北境一帶は所謂北嶺の本脈にして、其西北部は、山岳重疊するも東北部

は山深からず、即ち德安、漢陽、黃淞三府の北境を走る山脈は河南、湖北諸水の分水嶺を成し中に紫金山、大石包山、花山、鷄冠山、大孤山、大魁山、清香山等あり、皆海拔二三千尺にして、此本脈より南方に向つて數多の支脈を出す、就中雲臺山、崎山、林泉山、風火山、大乙山、大悟山、双尖山、獅子山、龍山、雲夢山、三角山、龜峰山、天臺山、白羊山、虎盤山、虎頭山等は著名なるものなれども皆太だ高からず。武昌府南境には江西、湖北兩省諸水の分水嶺あり、幕阜山、黃龍山、雲蓋山、富山其中にありて其高さ亦二三千尺を出づる事なく、武昌府の中部に在る山衆も亦甚だ高からず。

第二款 河南省(本省西北の一小部は在沙市帝國領事館管轄し其他は全部漢口領事館の管轄に屬す)

河南省の東半部は平原にして、西半部には山岳多し、北部は地形東北に向つて低下し、黄河其間を流る、黄河は省西の閩郷より入境し、東流して南方に伊、洛、瀍、澗の四流を合し、北方に泌、濟の二流を併せ、蘭儀縣より東北に流れて直隸省に入る、黄河の兩岸は五清里乃至十清里の間不毛の砂原にして殊に開封府より衛輝府に至る百六十清里の間は、宛然たる沙漠にして唯雜草の疎生するを見

河南省
東は平原
多く四山岳多し

淮河

黄河以南
の水は南
河に注ぐ

黄河南北
の山脉

るのみ、而して本省の西部平原は一體に東南に向つて低下し、淮河の上之を灌溉し、地味肥沃なり、淮河は本省の西南桐柏縣に發源し、東流して固始縣に至り、安徽省に入る、凡黄河以南にして嵩縣、南召縣、泌陽縣、桐柏縣以東の水流は大、小となく皆淮河に注ぐ、其省内に於て淮河に注ぐものを汝河、洪河と云ひ、省外に於て淮河に注ぐものを滄河、渦河、及潁河とす、而して賈魯河、溱河、洧河、汝河、及沙河は凡そ潁河の支流なり、又本省の西南に在る南陽府は殊に山岳多く、河流は皆南奔して湖北省に入り、遂に漢水に注ぐ、唐水、丹水即ち是なり。
黄河以北の山系は皆太行山の支脈にして、彰德府、衛輝府の西方に蜿蜒す、黄河以南の山系は、主脈を西境なる秦嶺に發し、東南に走せて省の西境を劃し、盧比縣成の南方を経て東に向ひ南召縣、泌陽縣を過ぎ、漸次南方に轉じ、桐柏縣を過ぎり、更に東折して光州の南境に至り、夷陵となり、安徽省に入る、此山脈は淮河の支流及び漢水の支流の分水嶺にして、此山系の支脈は、伊水、洛水の間を東に走り、北に轉じて登封縣の間に至りて盡く。

第三款 江西省(西南は在長沙領事館、北半部は漢口領事館管轄)

江西省は東西南の三面山岳を以て圍まれ北方揚子江に接す、省内の河流は皆贛江に朝宗し鄱陽湖を経て揚子江に注ぐ、贛江は源を廣東省に發して北流し、峽江より省内に入る、新淦の地方に於て袁江を、豊城附近に於て瑞江、撫河を合す、西部より鄱陽湖に入るものを饒江、樂江、鄱江となし、東部よりするものを龍江、秀江となす、鄱陽湖の附近及贛江、饒江、樂江の流域は平地遠く連る。

省内の山脈は即ち南嶺の支系にして是等の支脈は、主として東西に連亘す、西北境の山岳は本省と湖北、湖南兩省とを劃するものにして巽にこれを述べたり、其分脈中には、清潞山、百家山、雲居山、梅嶺、百丈峯等あり、東部浙江、福建省の境にある山系は、稍高峻にして烏石嶺、天官山、白馬山等最も高く、其山路に大平關、梅溪關、馬鈴關、雲際關、蟬夾隘、茶葉隘等ありて、其分脈中に紫雲山、金鳳山、羅山等あるも皆三千尺を超ゆることなし。

第二節 面積及人口

第一款 面積

支那各省の幅員及面積は固より其精確なる數字を知り難しと斷言するを可とす、只だ概念を與へんが爲めに比較的の信憑すべしと思はるゝ調査を採れば

湖北省	東西	四百四十哩
湖北省	南北	二百十哩
湖北省	面積	七萬一千四百十平方哩
河南省	東西	三百四十哩
河南省	南北	三百四十哩
河南省	面積	六萬七千九百四十平方哩
江西省	東西	二百八十哩
江西省	南北	三百五十哩
江西省	面積	六萬九千四百八十平方哩

第一章 地理及び地文 第二節 面積及人口

にして一省のみにては我國本州より稍や小なり。

第二款 人口

湖北、河南、江西三省の人口の精數は今日固より知ること能はずと雖も千九百六年刊行の政家年鑑によれば左の如し、

湖北省 三五、二八〇、六八五

河南省 三五、三一六、八〇〇

江西省 二六、五三二、一二五

即ち湖北省は一平方哩に就き四百九十二人、河南省は五百二十人、江西省は三百八十二人の密度なり。尙ほ参考のため最近刊行せられたる *The Century Cyclopedia of Names* の記する所を掲ぐれば左の如し、

湖北省 三三、三六五、〇〇五

河南省 二二、一一五、八二七

江西省 二四、五九九、〇〇〇

第三款 外國人

明治三十九年末の調査によれば漢口附近に於ける本邦居留民の數は左の如し。

漢口 女 五四九

男 二六五

武昌 女 一三四

男 六五

漢陽 女 一七

男 六

大冶 女 三

男 八

南昌 女 三

男 四

計 女 三四三

男 七一九

最近漢口に於ける本邦居留民の増加は頗る異數に屬し、五年前即ち明治三十四年末に於ては、漢口、武昌、漢陽三地の居留民を合して僅かに六十余人に過ぎざりしも、爾後漸次其數を増加し、殊に日露戰役の初めより居留民の數遽かに増加し、今や既に在留外國人中第一位を占むるに至れり、右五地に於ける最近數年間の増加の割合左の如し。

明治三十四年	七十四人
明治三十五年	百〇六人
明治三十六年	二百七十人
明治三十七年	三百四十七人
明治三十八年	五百二十八人
明治三十九年	一千六十二人

因是觀之、在留本邦人の數は、最近五年間に實に十數倍の増加をなし、明治三十九年下半期の統計によれば一日に一人四分強の比例を以て増加しつゝあるを見る。

て人數に於
は第一

一日一人
の割合
に於て
増加
す

近年商工業の進歩及び交通の發達に伴ひ英、米、獨、佛等の諸國在留民も亦大に増加せり、今これを在留本邦人と比較すれば實に左の如し。

明治三十四年	明治三十八年
日 七十四人	五百二十八人
英 百九十五人	五百〇四人
米 百九十四人	五百 人
佛 八十二人	百二十三人
獨 八十七人	百六十二人
其他(露、白那等) 三百五十八人	三百二十五人
計 九百九十人	二千百四十二人

即ち本邦在留民の數は、明治三十四年度に於ては、遙かに諸外國人の下にありしも三十八年度に於ては、英國人を凌駕して第一位を占め、三十九年度には其數に於て遠く諸外國人の上に出づるに至れり。
表中米國人の數殆んど英國人の數に近く大に佛、獨人を超過せるも、右の大部

分は米國宣教師にして布教の爲め内地に入込めるものなれば在漢口米國總領事館管内に在りと雖之を以て漢口に於ける米國利權の消長を卜す可らず、實際商業に従事せる米國人の數は佛、獨露國人の數に及ばず。

第三節 職業

第一款 清國人の職業

漢口附近に於ける清國人は中央支那の他の地方と同じく主として農業によりて其生計を立つ、固より精確に知ることを得ずと雖も、全人口の七八分を占むるものと見做して可ならん、而して農民は多數の牛、馬、水牛を使役して耕作に従事するの外、山野に豚を放養して牧畜を兼業とするものあり、又冬期稼穡の閑散なる折は綿糸、綿布、紡織に従事するものあり、要するに耕作のみを専業とするもの稀なり。

漢口等の如き大商業地に於ける有力なる商人は、主として廣東、寧波人にして湖北産の土人は却つて小規模の商業を營むに過ぎず、工業は頗る幼稚にして

七八分は農民

副業

大商人は他省人に多し工業

主に商業

民船 漁業

勞働者 職工三万 苦力十萬

鍛冶、染色業、大工、左官、織物業、家具製造業等皆いづれも手工たるを免れず。

「武漢」三市漢口、武昌及漢陽に在る諸工場に使役せらるる職工數は恐く三萬を下らざるべし、殊に漢口の如く百貨輻湊する地にありては運搬夫(苦力)頗る多數にして到る所の各工場又は倉庫の前に列を成して貨物の運搬に従事せざるはなく、漢口のみにては其數凡そ十萬と稱せらる。

水路四通八達、所謂水の都たる漢口に於ては、農工商の外船舶(ジャンク)を所有し陸に定住する事なくして、家族と共に常に船内に起臥し、航運を業とするもの頗る多し、漁業に従事するもの亦鮮からずと雖も、獵業、鑛業に至りては未だ不振の状態にあるを免れず。

第二款 外國人の職業

漢口地方に居留する外國人は多く商業を營み、外に支那人の經營する工場に技術者として僱聘せられ居るもの數十名あり、今明治三十八年末漢口に於ける主要なる外國商店の數を示せば左の如し。

日本

十八

船	貿易	吳服	雜貨	各種機械賣込商	石炭賣込商	保險會社出張員	賣藥	賣藥及雜貨商	玩具雜貨商	寫真原料及時計商	食料品商	菓子商	鶏卵商
員	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
四	二	一	一	一	一	二	三	三	二	一	二	三	一
二	六	三	六	四	二	四	二	五	七	六	一	八	二
九	七	一	六	一	一	三	二	二	二	一	三	四	一
三〇	七〇	三	八	五	二	七	七	九	九	六	四	二	二

英國(印度商店をむ) 三十二
 米國 十二
 獨逸 三十五
 其他露、白等を主とす) 二十七
 計 百二十四

漢口日本領事館管内日本居留民職業別は左表の如し。

漢口	地名職業別	計	戸數	男	女	計
官吏官屬	清國官廳被雇者	農商務省實業練習生	醫師	會社員		
三	一	一	四	一	一	二
二五	一	三	八	一	二	二
二	一	一	二	一	一	二
二	一	一	二	一	一	二
三六	二	三	九	二	一	五

魚類	寫真師	賣藥行	雜業	藝 <small>料理店に寄留するを例とす</small>	外國人 <small>被雇者</small>	洋傘帽子製造業	僧侶	合計	武昌	清國官廳被雇者	學生	雜業
一	一	三	三	一	一	二	一	二二三	三五	二	一	一
二	二	二七	一三	〇	五	二	七	五四九	一一	二	五	七
二	二	一四	一七	三八	二	二	三	二六五	五八	一	一	三
四	四	二七	二七	一七	四	七	一	八一五	一九	一	五	〇

靴製造業	土木請負業	大工	壘工	馬具	西洋洗滌	縫針	女髮結	產婆業	料理店	旅人宿	蕎麥屋	鋤屋
二	五	二	一	一	二	三	一	一	二	四	一	一
二	三	二	八	一	五	一	一	七	五	二	六	六
七	四	四	三	一	三	一	一	七	九	一	三	一
八	一	一	三	一	八	一	一	四	三	一	五	一

外國人 被 雇 者	漢 陽	清 國 官 廳 被 雇 者	大 冶	官 屬	九 江	雜 貨 商	南 昌	清 國 官 廳 被 雇 者	合 計
一	三六	五五	五五	三三	三三	一一	一一	四四	一七二
一	一三四	一七一	一七一	八八	八八	五五	五五	四四	七二七
四	六五	六六	六六	三三	三三	一一	一一	三三	三四三
四	一九九	二二三	二二三	一一	一一	五五	五五	七七	一〇六〇

明治三十九年六月末日の戸數は百四十二戸、人口八百六十六人(男五百七十八人、女二百九十八人)なれば、全年下半季間には戸數に於て二十八戸、人口に於て百九十五人の増加を示せり、届出をなさず一時滞在者として在留するもの五六十人ある見込なり、社交團體としては漢口に日本人俱樂部、武昌に日本人娛樂部あり、會社は三井、三菱、大倉、日本棉花、半田棉行、正金銀行、東亞公司、東亞製粉、富士製紙、大阪商船、湖南汽船等を主なるものとす。

第二章 衣食住

第一節 衣

第一款 服制

治亂興亡の跡は暫く措て問はず、兎も角も四千年の歴史を有する清國に於て撰擇淘汰今日に及びたる現代支那人の禮服、官服及平服は各々一定の形式あり、公平に云へば今日の支那服は之を裝飾上より見るも、實用上より見るも、將

第二章 衣食住 第一節 衣

た衛生上より見るも、衣服の最も完全なるものの一と云ふべく、其上下衣の様式、配色の具合、模様、嗜好等、頗る綿密なる意匠と入念の工夫とを凝らしたる跡を見る。唯彼の男子の髷と婦人の纏足とは我等外人の眼には奇異滑稽に映ずるがため、折角の完全なる衣服も大に其美を損ずるの憾ありと雖、髷は清朝天下を治むるの初政治上の必要より起りしもの、纏足は往昔家族の倫常の必要より起りしと云へば是亦是非なき次第ならんか。

男女共凡て筒袖にて大袷、寛袴の法を以て襟を詰めたるが爲め男子と雖も多く胸と頸とを露すことなし、加之婦人は褌子或は裾子を以て、男子は長袷を以て腰部を覆ふが故に坐臥の際と雖も容易に脚を露出せず、和服の寛濶にして優雅なれども動々もすれば不躰裁を呈するが如くならず概言すれば支那服は人躰の自然に最も合當する纏衣法なれば洋服の如くに窮窟なる點もなく且つ本邦帯の如きものを用ゐざれば體の緊縮部少くして肢體の自然の發育を妨ぐるることなし、其最も衛生法に適する點を擧ぐれば、土方人足其他の最下流の商賈を除くの外、苟くも靴を穿つ程のものは其男女老幼を問はず必ず四

季を通じて足袋を用ふることにして、本邦の所謂股引の上に褌子又は套褲を穿ち、其下部を以て足袋の上部(足袋は靴下の如く長くして本邦の足袋とは其形状を異にす)を押へ、纏子の足帯を以て其上を纏ふ、即ち自ら頭寒足熱の衛生法に合するものにして其平生椅子に掛るが故に足部よりの冷氣を防ぐの必要と家屋建築上の關係より起りしものと見るべき歟。

着衣法に關して尙ほ一個の注意を拂ふべき點は、纏衣の要具が本邦の如く帯又は附け紐に非ずして凡て釦又は紐釦たるにあり、故に通商の見地より支那人の服装材料を研究するにあたりては必ず釦の一科を置くことを忘るべからず、其他帽子の形様、色彩、婦人の首飾等、服装の從たるものも亦其特有の點を抽出して研究するを要す。

第二款 衣料

第一項 總説

往昔支那には棉花なく一般の常用衣料は全く麻の一種なりしとの傳説さへあれば漢口方面の住民は夏冬を通じて麻を用ゐたりしやも知る可らず但だ

第二章 衣食住 第一節 衣

後年棉の培養法を學び養蠶法を習得せし以來絹布の使用殆んど全國に普及し麻は唯僅かに炎暑の候に用ひらるゝに過ぎず而して極寒の際には衣服の裏に狐羊等の毛皮を着け以て寒氣を防ぎ本邦人又は歐米人の如く煖室、爐又は火鉢を用ふること稀なり是れ全く一般に燃料に乏しきがため直接衣料を以て寒氣を防ぐ必要より生ぜしならんか史記の商鞅傳に記する趙良曰千羊之皮不如一狐之腋云々の語に徴するも往昔より毛皮を衣料に用ゐしこと明かなり。

第二項 麻布

漢口方面に産する麻は我國の所謂苧麻にしてラミー(Ramie)の一種とす英人之に(China Grass)の特名を附す四川の青麻、山西省の片麻、湖南省の原港麻又は一般に粗線麻と言へるもの皆同一の苧麻にして宿根草なれば同一採根より一年三回若くは四回の收穫あり湖南の瀏陽、江西の廣昌及び廣東等に於て此苧麻を用ゐる手織の夏布(糸も亦手紡なり)を製す我が奈良晒に類するものにして用糸に細粗の別あり漂白布と淡色の色物の外模様染をなさず漢口地方夏

期の熱度頗る烈しきがため衣服の如き愈々輕ければ愈々好適なりと稱し此麻布と共に所謂輕羅薄紗を纏ふに至る一般の習慣上夏時茶を喫すること夥しく發汗の度も大なれば衣服は一日二三度取更へ水洗するが故に一般の需用には布地の堅くして且つ褪せざるものを用ふること勿論なり。

夏布の幅は産地によりて異れども大抵一尺三寸乃至一尺四寸を普通とし一疋四丈八尺乃至五丈の長さを有すまた細粗の區別ありて價格一定せざれど普通着用せらるゝものは一尺に付き七十文乃至百四五十文の品とす稀には一尺三百文内外の上等品あれど其需用多からず假りに一尺百文とすれば二丈四尺を以て一長衿を製し得るを以て其價正に貳千四百文なり又半接と稱して此麻布を以て上半部を作り淡色の紗羅を以て下半部を仕立てたる長衫を用ふるものあり兎に角此夏布は夏時に於ける上下一般の常用衣料にして晴衣は淡色の紋羅、紡袖等の薄き絹布とす(麻の産地、産額、栽培法に就ては後に詳説すべし)稀に葛布を着用するものあり老人及雅人に多し葛布の産地は湖南の瀏陽湖地武昌縣の葛田等とす。

第二章 衣食住 第一節 衣

第三項 棉布

棉布の需用は四季に亘り其産額も亦大にして土産の棉花漢口附近一年百四五十萬擔程の産額ありと云ふを以て土人自ら手織の棉布土布と言ふを製す、外に日本、印度より多量に棉糸紡績糸の供給を仰ぎ内地の農民之を自製の手繰糸と混用して所謂土布(Nankien)なる白木棉を製織するもの亦頗る多し、(紡績糸のみにて織れる土布もあり、土布に就ては織物の部に詳説すべし)是等の土布は一尺三四寸幅の手織にして、経緯糸共に十四手乃至十六手の平織なれば單に地質堅きに止り體裁粗惡にして僅かに下層細民労働者の不斷着となるに過ぎず、然れども茲に金巾を主とする機械織の廣巾木棉類の歐米各國より盛に輸入せられて土布の販路を蠶食すると共に機械織の最も精巧を極めし擬絹布類が此實用主義者の氣風に投合して年々其供給高を増加する傾あり、就中英國の「マンチエスター」金巾と米國の綾木棉(Dixie)とは其経緯組織の齊一にして而も結實なること遙かに土布の上にあるが故に天藍、二藍、魚白、玉色、紺、天青等に染めて中以下一般の必要欠くべからざる常用衣料となる。

第二章 衣食住 第一節 衣

此等素棉布類の製織を試みんには先づ堅牢を主として土布よりも體裁宜敷且つ其價格は土布と大差なきを要す、蓋しこれが需用者の中産者たるに因るもの也。
本邦目下の機業界は、輸出織物を製造するも猶ほ未だ幼稚にして到底英米の金巾類と競争すること能はざれば今後尙ほ動力機械を用ひて稍や體裁好き土布を製織すれば(支那人の土布はすべて平織とす)從來の土布を壓倒して好販路を有するに至るべきか。
棉布の用途斯くの如く大なるが故に、從來絹布の領分たりし裙子、背心、套褲の類に至るまで擬絹布、棉羽綢(Cotton Tullian)、棉羽綾(Cotton Lusting)等の廉價品を以て調製せらるゝに至れり、思ふに是等の擬絹布類は其初め支那人の襦子、背心等の衣料たる縹子、縹子のこと及び綢子を擬製して廉價の常用衣料を供給せんとの工夫より織出されたるものゝ如く、是等の棉製縹子類は主として以下の男女に愛用せらる。

第二章 衣食住 第一節 衣

第四項 羅紗と天鷲絨

羅紗と天鷲絨とはまた支那人衣料の一にして秋の央より冬の初め及び春初の候、大呢と稱する薄き本羅紗を着用すると同時に天鷲絨及び所謂「フランシテ」なる一種の天鷲絨を以て襦子、馬襦子、背心に仕立て着用するもの多し、小兒婦人は硃紅、桃紅色を用ふれども男子は主として眞黒色、銀鼠色、茶黄色等を用ふ、茲に「フランシテ」の内に金槍黒と稱する色あり、眞黒なる絹糸の間に多少の金色糸を配して黄色を帯びたる黒色光を布面に放たしむ、又眞黒糸に配するに純白糸を以てして銀色を帯びたる黒色の底光を放たしむるを銀槍黒と云ふ、(槍は鎗にて天鷲絨の毛の立ち併びたる有様が鎗の種又は銃劔の併びたるものに似たりとの意)亦男子向なり、「フランシテ」は主として獨逸、英國より來り絹布と共に一個の重要なる衣料として市場に歡迎せらる。

第五項 絹布

世に支那人程衣裳道樂なるはなかるべし、小店舗の手代及び下男、小厠に至る迄多少の貯金を得れば必ず先づ衣服を調製して命にも代へ難き財産となす

が故に、五節句の祝日等に際し、彼等が身分不相應なる絹布を着用すること收て珍しからず、錦を着て古郷に歸るとの古語は能く旅商を事とする者の宿望を表示せるものにして三千年來毫も渝ることなし、彼等は所謂錦なる絹布を以て十年乃至二十年の久しきに堪へ得べき上等衣服を注文す、故に彼等が錦として保存する絹布は皆何れも蘇州、杭州及び南京邊の綢緞類にして、安値なる外國品を用ふる事稀なり、蓋し外國品は純絹たる絹綿交織なるとに論なく一見體裁好きに止り地合弱く且つ褪色し易きがためなり、斯かる贅澤品を用ふる上にも支那人の一般に實利、實用の觀念高きを窺ふに足るべし、下層社會既に斯くの如き有様なれば、中産以上のものが衣裳に重きを置くは勿論にして蘇杭地方の新柄、新模様は彼の所謂移風變行の徒に由り紹介せられて其流行を迅速ならしむ、斯くの如く絹の需用頗る大なるが故に、外商は一方に於て各種の棉製品を賣込みつゝ、他方に於ては熱心に縐子、絞縐等の賣込に腐心しつゝあり、今最も技巧を要する此絹織物は如何なる色と模様とを一般に愛好せらるゝかに就き次に述ぶる所あらん。

第二章 衣食住 第一節 衣

第三款 一般衣料の色と模様

第一項 夏冬衣の色

色は期節に由りて異り、夏時には蛋青水色、雪青、黒、荷花色、蜜色、大紫、寶藍、天藍、白色、灰色、米湯嬌色、出爐銀色、銀鼠等淡にして素雅なるを好むに反し、冬期には天青、二藍、品藍、玉色、紅棗、硃紅、蝦青(木像蟹の如き色)、油綠、墨綠等の濃色にして重く配色の強きを愛好するの傾あり、元來支那人は模様を置きを置かざる代りに其色に就ての嗜好は、上下一般に發達して本邦人の想到せざる所に迄其配色と調色の進歩せるを見るのみならず、色の鑑別其他色に關する智識の一般に甚だ深きを見る、然れども色の名稱を見るに其多くは天然の物色に其基源を採りたるものにして、縞染、模様、濃綠、濃紅等の不自然なる配色を俗色と稱して排斥し、天然の色を正色又は素雅の色と稱して愛好するの風あり、又其色澤の能く時候の情意を表現するに足るものは必ず之を採用す、彼の米湯嬌色、銀色の輕く優雅にして少女の春衣に適當なる又出爐銀色の加き上品にして春曙の空明に類するが爲め、大官夏時の服に用ゐらるゝが如き其工夫の頗る面白きも

模様より
は色合

俗色と正

米湯嬌色

出爐銀色

色に關する
好別男女嗜好

第二章 衣食住 第一節 衣

第二項 色に關する男女老幼の嗜好別

のあり。外國商も支那人の色を愛する所以を察して幾多の輸入品の其絹布たると交織布たると又羅紗たるとに論なく彼の所謂上品にして素雅なる色を染め出すに至れり。

通觀するに支那人は、色合の點に於て平常衣の上に男女老幼の區別を設けざれば前記の色は一般を通じて用ふるを得るものにして品藍、蛋青、雪青の如きは、成年男女の着用すると共に婦人も亦之を用ひ又幼年者の衣服にも用ゐられ年齢に應ずる一定の分別なきが如し、但色の中には自ら派手なるものと地味なるものとあるが故に、年少者は比較的派手なる淡色の鮮明なるものを好み、高年者は概して淡色衣を着するを憚ると云ふ位に過ぎず、されば前述の各色中婦人に限るものは、荷花色、銀白、桃紅、硃紅等の紅味を帯びたるものにて婦人の忌むものは、油綠、黒綠、蝦青等とし其他は殆んど全く男子と同様のものを用ひ男子は上記の紅色を除き他は皆之を着用す。

朝服、吉服と其色合禮装

家庭に於て

天青、二藍、紅緑

喜事滿堂紅

第二章 衣食住 第一節 衣

第三項 朝服吉服と其色合

文官は外套、長さ羽織、武官は馬褂を着す、凡て天青紺色にて肩に披肩、胸前に補掛龍紋の方形を着け、頭より朝珠を掛け(五品官以上)、蟒袍を着て、足に朝靴、靴頭の方形なるものを穿ち、朝帽を戴くものとす。

一家の祝典に際しては、朝帽の代りに普通の官帽を戴き、朝靴を穿たず、又披肩を用ひず。

婦人は珠子を有する冠を戴き、全部紅色の有紋衣と蟒蛇の刺繡ある裙子を着用す、朝廷の禮に臨む時は朝裙を穿つ。官人以外のもものは朝帽、朝珠、朝靴を用ゐること能はざれど、衣服の色は同様なり。即ち男子には天青、二藍、女子には紅緑を以て吉服の色となす。一家の婚式等慶事の場合に於ては、家内萬端の修飾もまた凡て祝儀の意に適するものを用ひ、練子、帷子、帳子等は凡て紅色布を以て調製し、他の家具類も皆紅色とす、即ち滿堂陽にして鮮明なるを尊む所にして之を「喜事滿堂紅」と稱す。

第四項 喪服と其色合

喪服と其色合 考堂
救涙布
粗麻の組
考服

喪事等不祝儀の場合には、男子は元青黒の褂子、馬褂を着用し、考堂(考堂は死後四日間の屍體を安置す)に來つて叩頭する時は、有官のものは官服を脱し、官帽の翎子を摘去し、禮了りて室前に出て再び之を用ふ、又喪に服する者の衣服(例へば父母の)は、喪後七七、四十九日間粗麻布製(本邦蚊帳の如く)の單衣(原色)を上被と爲して、七日目に着用し、襟より胸前に救涙布(涙を拭ふもの)を掛け、同様なる粗麻布製の帽子を戴く、衣服の仕立は袖口及び裾の縁邊を縫はざるものとす、而して毎七日目には白色の衣服を纏ふ、此間には辮髮の組紐にも亦粗麻を用ふ、此四十九日を経過すれば考服と稱するものを着す、其期限は三年と稱す、れども其實、二十七ヶ月間にして紅綠色の絹物を着すること能はず、但し羽綢、哈喇、羅紗のことの如き外國製の羽毛製品を用ふることを妨げず、蓋し紅綠色は吉服の色にして絹を用ふるは奢侈に流れ、服喪の意を失ふものなればなり、又此期間中は白色の組紐を以て辮髮を編むものとす。

此喪中の四十九日間は、衣服の平常と異なるのみならず、室内の物色も亦總べて

第二章 衣食住 第一節 衣

喪事滿堂

支那人衣服の模様

縞物は稀也

模様の派手は色にあらざるは光に顯はる

仙芝、佛手柑、花蝶

第二章 衣食住 第一節 衣

陰暗なるものを用ゐる練子、帷子、葎花牆(葎花牆は細形に編みたる四五尺幅の長形でと作る)も皆沈みたる色にて普通白色とす、之を喪事滿堂白と稱す。

第五項 衣服の模様

十四五歳以下の少女小童及び婦人の一部は、時々染模様及び縞物を着用することあれども、中年以上の男女は、其平常衣と晴衣とに論なく、全く單純の、一色を着するか又は、上下衣の色を異にし、其配色を適當ならしむるかに過ぎず、然れども其晴衣として着用する絹布乃至擬絹布には、地質と同様なる浮織模様及び織紋あるもの多く、中年以上に及ぶものと雖も、猶ほ且つ派手なる織出模様の衣裳を綺羅美やかに着飾る風あり、此點は本邦人に比し一層派手なるも其模様は色に顯はるゝに非ずして光に顯はるゝものなれば、毫も着衣者の品位を損することなし。

支那緞子又は綢子、湖縐の織紋は大抵二寸乃至五寸徑の大形模様にして、其置き方の程好き撒しにて形の連續するもの尠し、幕本緞に多く見るは、芝仙佛手桃の四種相雜りて紋を成すもの、四季花に蝴蝶をあしらいたるもの、菊花に蝶

大四季花

變化に乏し

新意匠も歓迎す

相關、正容、紋、三要素

佛手柑に桃の取合せ、牡丹花、卍字等又綢子には雲網八寶、團龍(徑四寸乃至六寸)、靈芝、水仙の取合せ、蝠蝠と壽字の取合せ、壽字は篆字を用ふ、洋三秋、洋牡丹蘭と水仙の取合せ等なり、又湖縐に多く見るは、八結菊花、雙魚牡丹、荷花、紅色衣料の模様に多し、菊蝶八寶、空實牡丹、空心牡丹、竹梅、蘭菊、團菊、八結菊花、飛鸞、枝竹、卍不斷、大四季花(梅、蘭、竹、菊の四種)の取合せ等、其他種々あれども、何れも大同小異にして皆高雅にして上品に且つ芽出度く縁義好き意を寓するものなり。但し模様としての畫格の躰裁は、古雅と云はんよりは寧ろ拙にして其種類及變化少く外國の本業者が之を模倣せんこと洵に易々の業のみ、幕本緞、綢、縐の見本二三十種を買ひ揃ふれば、即ち盡く現代支那模様の標本を得べし、然れども支那人は、此の從來の少數なる模様を無上のものとして、外來の新柄を顧みざるかと云ふに決して然らず、好奇癖と虚飾心に富みたる彼等は、多趣にして巧緻の模様を愛すること勿論なり、即ち外來の擬絹布中にも支那模様の模擬と共に歐米獨特の模様を見ることあり、唯其新奇のものにても常に相關(レムト)片落せざることと正容(レシキヤウ)不正ならざるものと紋様なること(紋様とは模様接續せず又縐の如く線状を爲さずして個々に點在し紋章の)

第二章 衣食住 第一節 衣

第二章 衣食住 第二節 食
の如くなるも)を要するのみ。

第二節 食

第一款 常食

第一項 飯及び麵

漢口地方に於て食事は朝晩の二度にして、朝食は九時より十時の間に、晩食は、四時より五時の間に於てするを普通とす又商家にありては、夜の十時より十二時の間に粥を用ゆる者多し此習慣は、全く北清の朝に粥又は點心(菓子)を使用する者と反對なり、間々北清地方の如く朝に粥又は點心を用ゆるものあれども、こは少數の南京人に限ると云ふ、二度の食事には米を用ひ夜の粥も亦米を使用して地方の如く粟を用ゆる事なし、又二度の飯一度の粥には麵類を交用することあり。

第二項 米及麵の調理法

米飯の調理法は殆んど我邦と同じ、唯米を煮て沸騰し糊を生じたる時盡く之

飯及麵

二食を常とす

朝食

米を用ひず粟を用ひ

米及麵の調理法



漢口附近支那人風俗



同上

を捨て去るは、印度の「カレイドライス」に似て少しく我邦の調理法と異れり、麵類の調理法には種々ありて切麵とて本邦の温飽の如きあり、饅頭とて本邦の饅頭の如く蒸して作れる者ありて此饅頭にも肉餡を入れたる者、入れざるもの及び砂糖を入れたる者ありて各々其名稱を異にす。

第三項 米、小麦の産地及産額

上述の如く商家にありては、麵を使用すること比較的少なければ、下層民にありては、米よりも寧ろ麵類を常食となし、殊に一切の菓子類は、麵粉を原料となすを以て其麵粉の需要は頗る大なるものあり、而して此多額の需要を充すは、湖北の平野にして年々小麦大麥は少しの産額大なり、其殘餘は漢口市場を経て更に上海等の各地に輸出せらる。

明治三十一年	六七、〇三六
同 三十二年	三二、一九四〇
同 三十三年	二七、一八〇
同 三十四年	三、八五九

第二章 衣食住 第二節 食

明治三十五年……………二一九、七三八
 同 三十六年……………一四四、二八八
 同 三十七年……………四四一、九四九
 同 三十八年……………五五七、五五八

右の如く平均二十二、三萬擔位の輸出あるを見れば、其産額亦豆類、胡麻に次て多額なるを知るべく、製粉業に關しては工業部の條下に説明すべし、其主要なる産地は、長江、漢水、瀘水等の流域と河南省の大平原とす。

第二款 副食物

第一項 野菜と肉類及其調理法

肉類は、鶏、豚、牛、羊を食し又各種の鳥類殊に鳩肉を食す、牛肉は、孝感、黃坡、漢陽諸縣に産するもの佳良にして生牛を漢口へ卒き來り屠殺す、屠殺の法は撲殺に非ずして大なる牛切庖丁を以てするにあり、金口地方に於て水牛を産するも其肉の味美ならず、調理法は胡麻油にていため普通鹽又は醬油にて味を附くるか若くは大根と共に少さく細かく切りて煮るかにありて、砂糖を用ゆるこ

野菜及肉類
 牛
 水牛

羊 豚 鶏 野菜

鮮魚

鯉

第二項 鮮魚

と稀なり、羊は河南より來るもの佳良にして、人參葱等と共に胡麻油を用ひて調理するを普通とす、豚は各所に産するも河南のものは皮厚く肉の味美ならず、其調理法は、牛肉と同じさも油を用ひず、鶏は河南のもの最良し、鳩は上流社會に多く食せられ酒酢醬油を以て調理せらる、野菜は白菜、白蘿蔔(大根の一種)、紅蘿蔔(人參葱)を多く用ひ肉類と共に調理するか又は胡麻油を用ひて調理す。

- (イ) 鯉魚 鯉魚は日本の鯉と異らず、長さ四尺に及ぶものも珍しからず、(小骨多くして泥臭し冬季重みに五味漬と爲して食ふ)一斤二斤の切賣をなす、一斤の相場六十文。
- (ロ) 鰱魚 其鱗は海産の「タナゴ」に類し寛廣く頭小にして大なるものも八九寸を越ゆることなし一斤五十文の相場なり。
- (ハ) 鱮魚 鯉に似て色稍や黒く其頭形「ボラ」に類す、大なるものは四尺に及ぶ、一

斤の相場六十文なり。

(ニ)鮠魚 其形鱖に類して鱗無く口部は「一」の字を爲して下鰓に有り、鰓の兩端及び脊鰭には、ギ魚の如く硬質の骨針を有し、長さ三尺に及ぶものあり、一斤六十文。

(ホ)鮑魚 日本の「アツビ」と混す可らず、其形日本の「アマ鯛」に似て稍や長く鱗は細小にして黒色に腹部より尾に掛け鮓の如き金色の光澤ありて、長さ三尺餘に及ぶ、一斤六十文。

(ハ)烏鯉魚 其形日本の「ドンコ」(安房國に産す)に類し鱗は細小にして色は黒き土色なり、全體に蝮蛇の如き斑紋あり、長さ一尺二三寸に及ぶものありて外人亦好んで之を食す、一斤三、四十文。

(ト)鱒魚 日本の鮓と同一物にして長さ一尺に及ぶものあり、一斤五十文。

(チ)鰻魚 其形狀日本の「イサキ」に似て稍や黄色を帯び肉は軟に小骨なく味美にして上等の料理に用ひらる、一斤五十文。

(リ)甘魚 其形日本の「キヌ」に似て大に且つ長く往々三尺餘に及ぶものあり、腹

部の鰭は稚色を呈し全體淡黄色の光澤ありて、一斤五十文。

(ヌ)鯰魚 日本の鯰と同じく其形頗る大なるものありて、四五尺に及ぶものあり、脂肪強くして味美ならず、一斤四十文。

(ル)鰻 日本の如く黒色のものあれど、多くは黄褐色の全體に「ギンホ」の如き斑紋あり、一見日本産の海蛇に類す、其口嘴は尖り鰓は大にして異様の形狀を有す。

(オ)甲魚 日本の鼈にして産額多く且つ廉價なり。

(ウ)鮎魚 其色鼠色にして脊鰭と尾鰭とは沙魚に類し、口嘴甚だ長くして體の長さと殆んど同じ、長さ通例二尺位、春夏の候に少く秋冬の候に多く漁せらる。

凡て鮮魚の市場に出づるは、夏期に少く冬期に多し、是れ畢竟増水期は、捕獲に困難なるがためにして、減水に至り河湖の水涸減するを待つて捕獲に従事す、故に市場に鹹魚、乾魚の賣行好き時節は主として夏時となす。

第二章 衣食住 第二節 食

第三款 輸入海産物

第一項 水産物の需用

漢口地方に於ける水産物の需用は、既に遍く行き渉り、上下貴賤の別なく日常の食膳に上ること殆んど豚肉に於けるが如く、其價額は約百二十萬兩に上り毎年増加し居れり、而して之を輸入するは、日本、清國の他港(寧波、福州、汕頭、廣東、牛莊等)南洋、朝鮮等にして露國産昆布及び米國産品は、未だ此市場に入り込まず、今税關報告に基き三十四年の輸入總額及び需用全額を示せば左の如し。

品種	單位	輸入額	内地各港へ再輸出	純輸入額
鮑魚	兩	四,五二六	一,三六六	三,一六〇
黑海參	兩	一,二六〇	七四二	一,八六〇
白海參	兩	一,四七二	四,五五二	一〇,七六〇
乾海參	兩	六,六八八	一,三五六	六,三三二
乾海參	兩	一,四三五	九三五	三,一七九
具柱(江瑤柱)	兩	一,三六九	二,八四三	九七三

第二章 衣食住 第二節

此内主なる輸入品は、昆布、海參、及乾鰻、墨魚をも含むと寒天として昆布の如きは漢口より四川、湖南等に再び輸出せらるゝ額は、僅かに六分の一位に過ぎ

品種	單位	輸入額	内地各港へ再輸出	純輸入額
乾魚肚	兩	一〇,七〇〇	一,九五三	一二,六五三
乾魚及鹹魚	兩	一,八八五	一〇,一九三	一六,一八〇
寒天	兩	七,八〇〇	六八〇	五,九四〇
淡菜	兩	一,一八五	七七三	一,三六六
蝦米	兩	三,〇五三	四,一六〇	五,五五〇
昆布(日本)	兩	七九五	三,八〇〇	一,六六〇
昆布(白)	兩	一九八七五	三,八五三	一三,六九八
昆布(黑)	兩	五七,一八三	二九,三五三	一六,二七四
同(白)	兩	一九〇八	八八〇	一,九〇八
同(黑)	兩	一,九〇八	八八〇	一,九〇八
海(白)	兩	五,二二六	二,二二二	四,九〇四
海(黑)	兩	二,二二六	二,二二二	四,九〇四
螺殼	兩	一,〇三二	一,四五六	二,九〇七
合計	兩	一,〇三七九	二,〇三三	九,三〇一

ず、餘は盡く漢口住民の需用する所なり、これ價格の廉なるのみならず日本に於ける鯉魚節の如く調理に欠くべからざる材料にて兼ねて炭毒を消すとの理由に基き一般に需用さるゝが爲めにして其額大なり。

乾鰻及び墨魚は非常に漢口地方に嗜好せられ其輸入額は乾鰻と墨魚(寧波産)と稍や等しきも四川、湖南、貴州等の上流各地には、鰻魚の輸入せらるゝこと墨魚に過ぎたり、即ち前表の再輸出額は鰻魚にして、漢口以西に關する賣込高を比較すれば墨魚は、鰻魚に及ばざれども漢口住民の需用額より云へば鰻魚は墨魚の下位にあり。

其外乾鰾、具柱、蝦米、鱈鱈は皆夫れ々々相應の需用あるにも拘らず、唯だ乾魚と鹹魚は其純輸入額僅かに全純輸入額の百七十分の一に過ぎず、蓋し湖北省民は、一般に鹽魚を嗜まざるのみならず、漢口には幾多の鮮魚ありて其産額は優に當市年中の需用を充すに足るべく殊に舊十一月十二月の二ヶ月間は、最も多額に鮮魚の市場に顯はるゝ時期にして住民は一般に鯉魚、鯖魚、鰻魚等を酒醬汁等に漬けて貯へ正月客の馳走とす、唯夏期三四ヶ月間は、江湖の水量増加

鮮魚多く
用少し
鹹魚の需

鰻の把束
法

光澤

海參

して漁獲に不適當なるがため産額多からざるのみ、而して其鮮魚の價格は之を鹹魚に比するに僅に半額にも足らざれば鹹魚の需用は自然多からざる也。鰻……漢口に輸入せらるゝ鰻の把束は大抵一様にして十五乃至十九枚を一束となしたるものなれど、其結束の方法は、尖頭部を一處に重ね頭部即ち俗稱足の部分を三部に分ち各其頭の附け根を藥にて結束し、又尖頭部の直下部をも藥にて結束す、其重ね方は先づ二枚の鰻を採りて尖頭部を重ね、兩者の足と足との間を二三寸離るゝ様にし、其上に更に一枚を置きて足を前二者の足の中間に入れ、斯くの如く六枚、九枚、十二枚、十五枚と漸次重ねて足を三部に分け結束す、而して其兩面にある鰻は共に裏面頭部の附着せる方にて腹の内部にある部分を顯はしたり、是れ一は色澤の麗はしきを示さんためにして、凡て鰻は乾燥の際第一に裏面を乾し後表面を乾かすが故に、最初に乾かしたる裏面は、後者より色澤常に佳きが爲なり、以上の方法は把束の破綻を防ぎ且つ窃取すること能はざる効あり。

海參……漢口地方に需用さるゝ海參は、本邦産の外に朝鮮産、南洋産等あり、露

紅奇矢⁴⁴

國産は未だ入り込み居らず、朝鮮産は紅奇矢と稱し、函館産の如く、眞黒ならずして稍や灰色と茶色とを帯び、其味甚だ佳なれども、價額貴きに過ぐるを以て需用稀なり。

南洋海參
は無刺

南洋の輸入品は、凡て無刺にして開參と然らざる者とありて、開參は左の三種需用多し。

開參

(甲) 開鳥參 印度産にして、眞黒無刺、凹凸なく全體に縮緬皺ありて、長さ三四寸、開參中最上等なれども、當市の需用はあまり多からず。

(乙) 石港參 印度より來る大開參(四五寸)にして、全體暗灰色を呈し、兩側二寸置位に觸角ありて、肉は厚く主として料理屋にて使用せられ、需用は前者より多し。

(丙) 大白開參 印度より來る、大さ六寸位、全體淡褐色にして、横に數多の畝あり、多く料理屋に使用せらる。

又無刺にて開かざるものは左の二種多し。

(甲) 青虫參 香港より來る、暗黒色にして、大さ三寸位、價格は前者に比して高

さも需用は稍や廣し。

(乙) 靴參 無刺不開にして、前者と大同小異、赤褐色にて、形は支那人の靴子に類す、故に此名あり、前者よりも價額廉なり。

元來海參は價格も高く調理法に手数を要するが故に、一般の需用品とならずして、寧ろ主として上流社會の厨房及び料理店に於て使用せらる、嗜好者は南洋開參の味を美とするも、價格甚だ高く日本刺參の殆んど倍額なれば、普通は日本品を用ゆ。

貝柱

貝柱は主として日本及び寧波より來る、寧波産は小粒にして白色を呈し、肉軟し。

乾煙子

乾煙子 漢口市場に上る乾煙子には、日本品の外に寧波産、福州産、廣東産あり、其内寧波産は、最も嗜好に適し、日本品に比して稍や小形に褐色にして、味亦良好なり、目下清國の産額は、日本の夫れに及ばざるが故に、稍や高價なれども、若し寧波産の産額増し隨て價廉なるに至らば、日本品は遂に一步を寧波産に輸するに至らん乎。

第二章 衣食住 第二節 食

乾蝦(蝦米) 乾蝦は本邦品の外に廣東、潮州産、寧波産、福州産等あり、米國産、及蘇州の淡水蝦は、高價なるが爲め、上海へ來るも、漢口迄は輸入されず、而して漢口市民の嗜好に適するは、廣東産と本邦産とにして殊に廣東産中蝦米(長八分程)は皮殻毫も附着せず、肉は寧波産に比し厚く紅色を帯び、粉屑少し、又廣東潮州産の大蝦米(太さ食指大)も長崎産有皮殻の者と無皮殻の者との二種ありと共に輸入せらる。

昆布 昆布は、刻昆布と共に其輸入額は海産物全輸入額の過半に及ぶ、凡て日本品にて露國産は稀なり。

刻昆布 刻昆布も亦盡く日本産に係る。

鮑 韓國産も少額の輸入を見れども十中八九は日本産なり。

淡菜 日本産の外に寧波産、福州産あり、寧波産は其大さ蠶豆大にして味最も良く且つ軟かなり。

鰾 漢口に輸入する鰾は、白色、黑色の二種に大別することを得、白色は商人呼んで銀翅と云ひ、黑色を金翅と云ふ、六江來品は白色にして玉節と云ひ南

昆布 刻昆布 干鮑 淡菜 鰾

一般罐詰

當分は忽なし

日本海産物の輸入

洋來品は、白色多く日本來品は黑色多し、銀翅を用ゆるは上等調理にして普通料理には、主として日本産を用ゆ、是れ日本産は廉價にして南洋産の銀翅は高價なるが故なり。
罐詰 嘗つて本邦より鮑水煮、鮭蝦及鰾、煙等の罐詰の試賣的に輸入せられしことありしも、思はしき賣行を見ずして不成績に終れり、蓋し市民が未だ一般に罐詰の効能を知盡せず且つ前述の如く安價なる鮮魚の得られ、海産物の供給亦充分なるに、罐詰は土産の鮮魚又は輸入海産物に比して遙かに高價なるに因り、只だ僅かに在留本邦人及外國人の需用を充すに止り未だ市場に罐詰の大需用あるに至らず(只近來即料理席に便利なるが爲め鰾の 相應に需要あり)

第二項 日本海産物の輸入

最近三年間漢口に於ける日本海産物の輸入の状況は左の如し。

品目	單位	三十六年		三十七年		三十八年	
		數量	價格	數量	價格	數量	價格
昆布	擔	一八四、四七九	四八七、〇二四	四八、六七三	一六三、〇五五		

第二章 衣食住 第二節 食

乾蝦	寒天	鮫皮	魚肚	乾魚	乾鰻	具柱	乾蛭	黑海參	鮑類	鷄冠菜	板昆布	刻昆布	長昆布
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	擔
八四			一九七	一六〇	八五六七	四〇八	一四九九	三、二五五	二七〇				
三三、四六四	七、三六〇		一八、九六〇	一四、八四〇	三、四三〇	一、四二二	三、九三九	一六、八九〇	一、二六九				
九三五	一、四一八	二四	一、五	一〇八	二、五九	三三	二、九四	二、八八六	九	一、五〇〇	六、三八	一六、〇四八	一〇〇、二一〇
九三五	七、九六〇	一、七九〇	一、五、六〇三	一、〇〇〇	一、七、三三五	一、四、九五三	三、九四九三	一、七、七二〇	四、四六四	六、〇〇〇	六、二八〇	六、四、一九三	三〇〇、六三〇
五三	六七〇		一、五五	一、三〇	五、六五四	一、四、五	一、〇七	一、九五九	四	一、八九四	一、〇、一一一	二、二、四	一、三、〇〇七
九、七、四七	三、四、六〇六		一、六、五、六三	一、三、九二	八、四、八、〇	六、六、四九	三、二、四九	七、六、三〇〇	一、八、五三	八、一、四四	一〇、一、〇八	七、〇、三三	二、八、二、八

鮭	淡菜	棟洋鱈	合計
同	同	同	
二七	二、四八	三、六三	
一、一、九〇	三、四、一〇	六、〇、六二	一、〇、四、〇四
四六	三、二七	三、八〇	
一、八、四〇	三、四、〇五	三、九、四六六	一、〇、五、九八四
六三	三、二七	三、二一	
二、三、〇〇	二、四、六三	二、八、九三六	六、三、五三〇

昆布 漢口に輸入せらるゝ昆布は主として函館、大坂、横濱品にして、四川、湖南等の地方の者は、函館を多しとす。

鮑魚 鮑魚は殆んど日本産にて明鮑の需用灰鮑より多し。

鰻 日本より輸入されたる儘の荷造方法は、甚だ亂雑にして一枚の蓆を袋と爲し其内に束ねたる鰻を置き、袋口を荒縄にて結束するのみなれば、上海迄は無事に來るも長江航路の船中又は汽船積卸の際清國人船員又は擔夫等其荒縄を切り又は蓆の洞を切開して中身を竊取すること往々あり、故に此弊害に堪へずして貨物の未だ上海に至らざる間に更に其蓆袋の口と外底とに藏の粗布を掩ひ再び麻粗布の袋を以て全體を掩ひ以て切開することなからしむ、此二重の手續をなすに非れば無事に漢口に到着することなし。

需要多き鰯は函館産、對州産、隠岐産等にして其内當市一般の嗜好に適するは函館産を第一と爲す、函館産は光澤良く肉は軟くして味最も美なり、且つ製法に注意せるが爲め隠岐産等に比し一般に外觀美なるが如し、次に需用多きは對州産にて一番及二番共に賣行宜し、味は函館産に比し、稍や劣れり、且つ肉は少しく硬けれど隠岐産に比すれば味は良好なりとの定評ありて其需用自ら廣し。

隱岐産は竹串の孔あるが爲めに見掛少く悪く味も亦前者に比して劣れりとの評なり、されど價格は割合に廉價なれば需用亦廣し。

海參 本邦産は最も賣行好く就中函館産は味に於ては韓國産に一步を譲るも價額廉なるため需用最廣し。

貝柱 貝柱は主として本邦函館、横濱、因州より來り函館産最も嗜好に適し、随つて需用多し其大さ五分徑位にして淡褐色を帶べり。

乾鰹子 日本品は、其色淡褐色にして品質稍や劣れど産額多く且つ廉價なるが故に需用は寧波品等より廣し。

寒天 寒天は主として大坂より來り其把束は凡て紅色の木棉組紐を以て兩端を二重に結束したるものにして、彼の組紐の心に金糸を入れて結束したる者は殆んど市場に見當らず、唯七八年以前には繩及藻を以て其兩端に把束を施したるもの多かりしが紅色組紐の把束を施すに至りて前の把束法は全く其跡を絶つに至れり。

其種類(商標)は種々あり、一△信「三△喜々」一△旭日「一△明」一△喜「一△光明」一△晃等其數多けれど、「一△信」「喜々」「一△旭日」の三種賣行最も良し、而して寒天は地方市民一般の嗜好に適し之を用ひざるもの殆んど無し、殊に素菜を作るに用ゆること多く、日本よりの輸入額は毎年増加しつつあり。

乾鰹 本邦品は、大小種々あれども長崎大鰹米を除くの外は皆少し宛皮殼の附着するあり、且つ粉屑多くして廣東品に劣れり。

昆布 本邦品としては、函館産最も多く長崎、横濱品又相應の需用あれど、市場に於ては函館産最も能く聲價を保てり、一般に市民は幅廣く薄くして軟かさを喜ぶ、長崎、横濱の上尖昆布は肉厚く幅狭くして稍や硬しとの評あり。

第二章 衣食住 第二節 食

刻昆布 當市には、函館、大阪、東京の所産共に輸入せらるゝも函館産最も評判宜しく需用全額の殆んど半部を占む、是れ函館産は東京品の如く刻方細からざるも味美なるに因る、荷造りの方法は、産地によりて全しからず、何れも其箱の大きさは、高さ一尺二三寸、寛さ一尺、長さ一尺五寸にして東京産は、其箱の兩端に七分位の鐵帶を施し、大阪物は、横に二ヶ所の束帶、荒繩あるのみ、鶴牡丹の商標あるもの多し、函館物は縦に一條、横に二條の束帶を施し、側面及び板の合せ目には、黒色の紙片を以て目張を爲せり、大阪、東京物には如上の設備なし、商人の評言によれば、横濱の荷造り方は尤も堅固にして函館物は注意行、届けりと。鮑 鮑は殆んど全部日本よりの輸入に係り、明鮑は、灰鮑より多く需用せらる、兩者共に中粒(徑一寸五分位)の賣行あり、小粒(五六分徑)及大鮑は、少し、之は主として函館來品なり、又罐詰には三種ありて一は大阪「ワイン」會社(Osaka Wine & Co.)製にして表面の紙上に「あはび」の假名字あり、裏面には大日本隱岐産の六字あり、一は神戸吉川製(商標あり、表面紙上に鮑の一字あり、又青森製鮑水煮と銘せるものあり、三者中大阪物は、最も賣行あり、小賣相場は一罐四十仙内

外なり、乾鮑に比し割合に高價なれば、未だ一般の需用とは爲らず、罐詰は、海産物商店にて販賣することあるも主として西洋食料品店にて需用さる。淡菜 日本品は、大形丈けに硬しと言ふも價格は廉に産額多ければ需用は寧波品よりも廣し。

日本品：一擔……十九兩乃至二十一兩
寧波品：同……二十三兩乃至二十五兩

第四款 主要食料品價格表
(一串は一千文)

食品	單位	價値	食品	單位	價値
蘿蔔	每斤錢	十四文	生薑	每斤錢	六十四文
白菜	同	十文	大蒜	同	二十四文
芹菜	同	三十二文	韭菜	同	四十八文
苦菜	同	十八文	筍	同	九十六文

第二章 衣食住 第二節 食

大	小	高	粟	蕎	芝	蠶	藕	黃	黑	紅	大	戶
麥	麥	梁		麥	蕪	豆		陽	白	羅	葫	子
同	同	同	同	同	同	每擔錢	同	同	同	每斤錢	同	同
二串四百文	三串六百文	二串六百文	三串六百文	三串二百文	六串四百文	三串六百文	四十八文	二十八文	二十八文	二十四文	六十四文	三十六文
湯	米	醬	白	紅	辣	葫	腐	紅	滂	絲	黃	鹽
粉	醋	油	糖	糖	醬	椒	乳	飯	豆	豆	豆	海
同	同	同	同	每斤錢	每斤錢	每斤錢	大小不	同	同	同	每擔錢	同
壹百二十八文	四十八文	九十六文	壹百二十文	八十四文	五十六文	貳百四十文	每塊廿四文、十六文、六文	四串	三串四百文	四串二百文	四串文	七十文

黃	南	冬	茄	雞	鴨	鴨	雞	牛	豬	炭	豆	蕪	葱
瓜	瓜	瓜	子	蛋				肉	肉	笋	芽	葱	
同	同	每斤錢	每個	每個錢	每斤錢	每羽錢	同	同	同	同	同	同	每斤錢
二十八文	十六文	十八文	小大 六文 九文	九文	壹百四十文	壹百六十文	壹百六十文	八十文	壹百六十文	四十八文	二十文	四十文	三十六文
生	豆	茶	蕪	蒔	芥	辣	豆	洋	洋	羊	山	芋	
油	油	油	油	露	菜	菜	腐	苔	葱	肉	葯	方	
同	同	同	同	每斤錢	同	同	每塊錢	同	同	同	同	每斤錢	
壹百四十八文	壹百二十八文	壹百二十八文	壹百四十八文	九十六文	十二文	十八文	四文	五十六文	八十文	壹百六十文	八十文	三十六文	

線粉	每斤錢	九十六文	木耳	每斤錢	六百四十文
米粉	同	壹百六十四文	黃花菜	同	四百八十文
茶干	每塊錢	五文	花生	同	五十六文
甲魚	每斤錢	八十文	胡椒	同	六十四文
蝦蟆	同	一百二十文	柿餅	同	五十六文
火腿	同	六十四文			
蜻干	同	四百八十文			
	同	四百二十文			

第三節 住

第一款 家屋の構造

家屋は、官衙商家、農家等其職業の區別に従ひ自ら建築法を異にす、即ち官衙及農家は多く平家建を撰び商家は二階造なるが如し、何れも木造瓦葺にして葺葺を用ゆるは少し、壁は煉瓦及粘土を用ひ割合に堅固なり、天井は松或は杉の

木料は粗
雑ペンキ
塗

官吏は署
内に住し
商人は家
内に住し
商家は店
に住し
族は店に
住し

湖南、貴
州、陝西
の産材
六百萬
兩

九太及粗梁を組み合せ、之に粘土を塗附す、而して之に入口と二三の窓とを設け僅かに空氣及光線を通せしむるが故に、室内は常に暗黒を極む、其建築材料たる木料は頗る粗雑にして柱及鴨居の如きは、盡く杉の細き粗材を其儘に使用し、唯其外部を削りて塗るに粗悪なる色料又は「ペンキ」を以てす、是れ木の節及其他の不躰裁を蔽はんが爲めにして本邦家屋の如く柱棟に白木の角材を用ゆるものなし、官衙は普通良材を用ゆ、床は一般に砂土を敷き又木板を張り詰め、其上に椅子腰掛の類を併列し中央に卓子を備へ、是を圍繞して坐を占むるを常とし、夜間睡眠の際には必ず別に寢臺を要す、中流者以上において、清國の風習として男女各々其房室を異にす、當地清國官吏は、皆其所屬衙門内に居住し又商估の妻女は、多く其店舗外に別に一家を構ふ。

第二款 材木市況 (第十一章第二節第十五款)

漢口地方に於ける需要を充し、若くは其市場を経て、他港に配布さるゝ木材は主として湖南及貴州二省の産にかゝり、其の沅江を利用し、洞庭湖を横ぎり、揚子江に入つて漢口の材木市場漢陽の上流鸚鵡洲に在りに上るもの約六百萬

湖南の石炭船

初めより解船の計

交通便な
らずに林産

第二章 衣食住 第三節 住

兩、近來外國(日本、北米)よりの輸入漸次増加すれども、山岳多き湖南、貴州よりする材木の供給は尙ほ久しく、鸚鵡洲の市場に大宗たるべし。其種類は杉、松、柏、樟、栗等にして、杉、松、柏は建築、土木及造船、民船、ジャンク(の材料として)需要最も廣し、其他は家具、家什等の雜具に供せらる。一年の販賣高前者は銀三百萬兩、後者は約百五十萬兩と稱す。

長江を下つて漢口の市場に上る材木は主として丸材の儘船載又は筏として輸來すれども、湖南、湘潭方面より萍鄉、炭坑の石炭を搭載し來る「ジャンク」の一種は初めより其船艀を解き板として販賣する計企にて、可成原形を變せず、釘穴を少ふし、沈没浸水の虞なき限度に於て粗造の箱形のものなり、石炭を陸揚し、了れば船夫は船艀を解きて材木商に賣拂ひ、自ら流船に搭じて湖南に歸るを常とす。

由來林政荒廢せる清國に於て尙ほ材木の產出ある地方は必ずや交通不便の地なり、換言すれば材木の產否は地味の良否によらずして交通の便否によるものにして、不便の地必ずしも材木を產すとは斷言し難きも、交通便利なる地

湖南貴州
産材の前

米國材と
地競争の餘

方は如何なる地味と雖、林産あり得可らず。左れば湖南、貴州の林産が長江の大需要地たる漢口市場の大部を供給し得て、尙ほ年々百萬兩内外の材木を蕪湖、南京等に輸出し得るは必ずしも兩省地味の然らしむる處にあらずして、地勢僻遠、交通不便なるが爲め幸に濫伐を免れて今日ある所以なれば、今後鐵道、航運進歩して湖南の風氣開發せば、湖南、貴州到る處に赭山を見ること、今日の湖北、河南の丘陵の如きものあらむ。然らば如何にして不足すべき供給を補ふべき、福建、鴨綠の産は長江市場に於て到底外國産の敵にあらず、漢口に於ける外國材、殊に「オレゴン・パイン」の輸入が近來増加せる事實は、臺灣に大森林を有し、數千哩の航程を節し得べき地位に在る本邦人の注意怠る可らざる點にあらずや。

第三款 漢口市場に於ける材木の價格

杉	三分板	長さ一丈巾一尺に付	貳串五百文
同	四分同	同	參串壹百文
同	八分同	同	五串壹百文

第二章 衣食住 第三節 住

第二章 衣食住 第三節 住

漢口の地價殊に居留地及其附近の地價は、二三年前に倍蕪したり、例へば、日本居留地の如き數年前一方三四十兩なりし地所も、現今は百兩の高値を唱ふるものあり、又淡水沿岸玉帶門外橋口より羅家墩に亘る地面は、該地方工場の物興と鐵道布設とを見込み非常に騰貴せり、即ち玉帶門外附近は、四五年前一方十九兩なりしもの、今は四十兩を唱へ、玉帶門外一里餘を距る所にも尙一方六七兩の價を有す。

外國專管居留地は、支那町に近く又河岸に接近する程地價高く、英租界河岸は、一方凡そ五百兩なれども、獨租界の如き露佛兩租界を隔てたる河岸は、一方九十兩乃至百二十兩なり、又居留地内の建物も近年材料と價格とを激増し、現今煉瓦造の二階家一方に付き建築費上等四百兩普通二百兩にして家賃も勿論之に伴ふて上騰せり、日進月歩の漢口居留地に於て家屋建築貸附は、慥に有益なる放資の途たるを失はず。

第五款 奴婢及労働者の賃金

本款の記事は正確に「住」の部に屬すべからざれど便宜上茲に述べんに一躰に

清國人の労働賃金は、甚だ低廉にして、大工、左官、石工等は、一日二百文乃至三百文（二十錢乃至三十錢）なり、一般労働者も亦三百文以内とす、而して清人間に於ける奴婢の賃金は、男一ヶ月二元、凡我二圓、賄主人持乃至四元、賄自分持にして、女は一元、賄は主人持とす、自分持皆無とす、若し十二三歳の女兒を傭入れれば一ヶ月八百文（八十錢）の薄給にて足れり、されど外國人に雇傭せらるゝ奴婢は割合に不廉の賃金を取得す、西洋人にありては、普通日給六元乃至八元を與へ日本人側にありては、四元乃至六元を給し、賄は奴婢の自辨たるを普通となす。

衣食住に伴ふ日用品價格表

物	品	數	價	物	品	價
概子	長方形下ニ 四足アリ	一脚（一個）	八九	椅子	一脚（一把）	二或三圓
棹子	或四方 或圓形	一脚（二張）	四或五圓	橙子	一脚（一條）	一或二圓
書箱	書物入レ	一個（中國ハ一 口ト云フ）	五或六圓	衣箱	書物入レ	四或五圓
茶棹	或長 或四方 或圓形	一脚（二張）	三或四圓	鏡牙棹	長方形	五或六圓

漢口は北緯三十度三十五分にありて我が種子島と殆ど緯度を同くすと雖海

第三章 氣候と衛生
 第一節 氣候

眼鏡	頭梳	鏡子	錢包	帽盒	洗面盆	朝筒	馬桶	衣包
「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」
一個(二付)	一個(二付)	一個(二付)	一個(二付)	一個(二付)	一個(二付)	一個(二付)	一個(二付)	一個(二付)
五或六圓	三或四圓	五或六十錢	一或二圓	一或二圓	一或二圓	一或二圓	一或二圓	二或三圓
鬚梳	帶子	屏	煙袋	衣架	手巾	手巾	手巾	手巾
「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」
一個(二把)	一個(二條)	一個(二條)	一個(二支)	一個(二支)	一個(二支)	一個(二支)	一個(二支)	一個(二支)
四或正十錢	一或二圓	三或四圓	二或三圓	一或二圓	十或二十錢	十或二十錢	十或二十錢	四或五圓

第二章 衣食住
 第三節 住

燈	酒壺	茶盤	篋子	刀子	水缸	紙	墨	床	被面	蚊帳	袍子	領掛	襪子
「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」
一個(二座)	一個(二把)	一個	一個(前二雙)	一個(把口)	一個	一枚(二張)	一枚(二錠)	脚(二張)	一枚(二方)	張(二床)	枚(二件)	枚(二件)	一枚(二雙)
二或三圓	一或二圓	三或四十錢	一或二十錢	五或六十錢	七或八十錢	二或三厘	二或三十錢	七或八圓	五或六圓	七或八圓	八或九十圓	三或四圓	四或五角
茶壺	茶杯	茶碟	爐	水壺	碗櫃	筆	硯	褥子	被絮	氈子	福掛	襖	朝子
「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」	「カゴ」
一個(二把)	一個	一個	一個(二架)	一個(二把)	脚(二個)	支	支	一枚(二方)	一枚(二方)	一枚(二方)	一枚(二件)	着(二雙)	個(二双)
一或二圓	一或二十錢	二或三十錢	一或二圓	四或五十錢	二或三圓	一或二十錢	三或四十錢	三或四圓	二或三圓	四或五圓	五或六圓	三或四圓	一或二圓

冬寒から夏太だ

春雨多く秋最も佳也

第三章 氣候と衛生 第一節 氣候

岸を距る六百哩なるが故に氣候の變化激烈なるを免れず。而して附近に高山峻峰なきを以て冬期は寒氣さまで烈からざれども、夏期に至りては炎熱酷烈にして攝氏三十度乃至三十七八度を保ち、殊に一晝夜間最高最低氣温の差少にして晝夜殆んど同温度を保つを以て所謂夕涼の樂しむべきなく苦熱實に堪へ難きを覺ゆ、春期は煙霞變難たる好天氣あれど割合に雨多し但だ秋季は頗る長くして金風颯々一年中最も良好の季節なり。

第二項 空氣の温度

(凡て攝氏の檢温器による)

第一項 平均温度

明治三十八年一年間の平均温度は攝氏十五、八二にして二月は平均二、八〇に下り年内最も寒冷の月なりき、炎暑は七月に當り平均二八、五五を示せり、故に一年間寒暑の差は實に二十五、七五に達せり。而して秋季は春季よりも温暖にして快晴日數多く降雨一般に少なかりき。以上は單に一年間の觀測を標準としたる者なれば、精密なる平均温度と言ふを得ずと雖、精確なる平均温度

七月は最も暑の月也

を得んには少くとも二三十年を要し、漢口に我が中央氣象臺の觀測所の創設せられしは明治三十七年なるを以て今爰に其の一斑を示すに過ぎるを遺憾とす。

第二項 最高及最低温度

明治三十八年中最低温度の曆月たる二月中の最高温度は八度九にして、最高温度の曆月たる七月中の最高温度は三十六度六なり。之に依つて見れば七月は漢口地方に於て最も高温度に昇るべき月なるが如く、而して同年七月の最高平均温度は三十二度一九なりき。

同年中の最低温度は一月廿七日に於ける氷點以下六度九を以て最低と爲す、而して之を最低平均温度より言へば二月を以て最低の月と爲す。

第三項 一年中温度の變化

年内温度變化の模様を見るに前に述べたるが如く平均二月に於て最低を見爾後毎月大約平均六七度の割合に昇騰し六月に至り僅に一度半の増温にて進み七月に至りて最高に達す而して七月より八月に移るに際し略ほ一度半

二月に變
化多し

の減温ありしと雖九月に至り約四五度を減じ、十二月に至り急に冷氣を催はし平均六度以上の減温を見一月より二月に移るに際しては一度内外の變化を以て最低に達せり。要するに溫度昇騰の割合は急劇にして六、七、八の三ヶ月に至りては僅かに平均一二度の差を以て推移し、炎暑殆んど三ヶ月に亘り又溫度減少の割合は上昇の夫れに比し過劇ならずと雖も獨り十二月に至りて急劇なる變化を見る。

第四項 晝夜寒暖の差

漢口地方は一日中溫度の較差所謂晝夜寒暖の差さまで甚だしからず、其の最も大なる月は五、六、及十一月の三月にして平均八度前後の差あり最小なるは十二月より二三月に至る間にして平均四度強と爲す。然れども平均溫度に依らず單に其差に就て見るときは、非常の差を示すことありて三十八年の四月十七日の如き晝夜十四度の差ありたるの異象あれども此等は固と全く例外なり。

最大八度
最小四度

第五項 寒候

始めて最低溫度の氷點以下に降りしは、明治三十八年に於ては十二月廿日にして明治三十九年三月六日を以て最終と爲す。故に七十七日間は時々氷點以下の溫度に遭遇し其連續して氷點以下にありし最大日數は十二月二十日より同月廿四日に亘りし五日間にして、以上の模様依りて察すれば漢口に於ける寒候は十二月下旬より三月上旬までと爲すべきか。

第六項 暑候

始めて最高溫度の三十度以上に昇りしは明治三十八年に於ては五月十六日にして、最終は九月廿五日なりき。此百三十日間に於て三十度以上の最高溫度が連續せし最大日數は三十八年六月十一日より廿八日に亘りし十八日間なり要之漢口地方に於ける暑候は五月中旬より九月下旬までと爲すことを得べし。

十二月
三月上
り

五月より
九月迄

第三章 氣候と衛生 第一節 氣候

第三款 濕度及び降水量

第一項 濕度と降水量

漢口の濕度は未だ詳ならずと雖も平均八十パーセント前後にして之を平均數より觀察すれば乾濕共に失せず一般に夏冬兩期は乾燥し春秋兩期は濕潤なり降水量は甚だ僅少にして三十八年の降水全量千〇八十三耗七七に過ぎず此内比較的降水量多かりしは三十八年五月にして百八十六耗一二最も少量なりしは十一月の三十一耗七五なりき。

第二項 降水日數と雨期

明治三十八年中一日の水降量〇耗一以上に達したる日數は百三十八日にして其各月配當を見るに三月の十九日を最多とし二月の七日を以て最少と爲す。然れども明治三十九年二月は己に十八日間の降水ありて前年の三月と畧ほ全しく未だ何月が降水日數最多なるかを確定することを得ず。斯の如く降水量の僅少なると僅々過去一年半の觀測は未だ何れの月を以て雨期に屬せしむべきを確言すること能はずと雖も已了の觀測と此の地方の故老の

言を綜合すれば三、四、五、六の四ヶ月を以て降雨の多量なる時期と爲すべし然れども之を以て漢口の霖雨又は梅雨の季節と爲すことを得ず霖雨と言はんよりは寧ろ他の月に比較して割合降水量多しと言ふに止むるを妥當とす。

第三項 降雪

三十八年より三十九年にかけて降雪日數は十二月に五日、一月に三日、二月に八日、通計十六日なり。初雪は十二月二十二日夜半にして、最終は二月二十六日、其間六十八日間也三十七年より三十八年に及びし同日數は六十三日間にして初雪は十二月十二日に降り二月十一日の降雪を以て最終とす故に例年略ぼ十二月上旬より二月下旬に至る約三ヶ月を以て降雪期と謂ふを得べし。地上積雪の深さは一般に甚だ少く、三十八年以來未だ一尺に達したること無し。又氣溫寒冷なる時降雪あるも三四日内に消去るを普通とす。

第四項 霜

武昌農務學堂に就て調査したる所に依れば三十八年は十一月初旬に初霜を見十二月に至りて其回数漸次多きを増して約七回に及び三十九年一月に至

り其極に達し十二回の降霜ありたり二月には四回に減少し三月の二回を以て降霜の最終とす若し例年之に大差なき者とせば十一月より三月に至り五ヶ月間を降霜期と見做すとを得べきか。

第五項 雷電と地震

雷電は一般に三月より八月に至る六ヶ月間に於て多く三十九年は二月に於て已に二回の雷鳴ありたり地震は皆無と云ふも可なるべく三十九年は九月に於て一回の微震ありたるのみ。されど氣象觀測所は當地の地震に關しては特別に研究すべき價値ある者と認め最近地震計を新設せり。

第四款 雨量及び風

第一項 晴曇日數

漢口地方は比較的曇天多き所にて三十八年の曇天日數約二百五十日に及びたり之を各月に配分せば十二月より四五月に至る五六ヶ月間は略ぼ二十日以上甚だしきは全月を通じて曇天に終りしことあり。而して八、九、十、十一月の四ヶ月は比較的曇天少かりき。快晴日數は夏秋に於て多しとす、要するに

地震は稀

曇多し

風力微弱

夏最も弱し

漢口地方は曇天日數多く快晴日數少き所にして全年に於ける割合次の如し。

曇天	三分の一
晴天	三分の〇、五
快晴	三分の〇、五

第二項 風力及風向

三十八年以來の風力を見るに一般に極めて微弱にして一言以て之を示せば無風の地と言ふも過言にあらず。而して年中風力大差なく就中七、八、九月頃を以て風力最も弱き期節と爲す。又風向に就ては四季を通じて東風又は北東風及び北風多く、南西風最も少し。其一年中の風位の變化は、六、七月に於て南東の風多きも、八月頃より北東に轉じ、翌年五月に至るまで變化なし。

第三項 暴風回數

一秒十米突以上の者は明治三十八年に於て僅に七回其の最も急速度のものと雖も、二十米突前後に留まり本邦内地に於て見るが如き樹木を倒し家屋を飛ばすが如きもの之れなし。

降 水 日 數	濃 霧 日 數	霜 回 數	同 上 日 時	地 震 回 數	暴 風 日 數	風 向 最 多 方 向	風 速 平 均	同 上 日 時	最 低 溫 度	同 上 日 時	最 高 溫 度	最 低 溫 度 均	最 高 溫 度 均	濕 度 平 均	雨 量 合 計
二								三	九	一	一五	一	一五	五	七、八〇
一						NNE	一〇	三	九	一	一八	一	一五	五	七、八〇
一						NNE	一〇	三	九	一	一八	一	一五	五	七、八〇
一						NNE	一〇	三	九	一	一八	一	一五	五	七、八〇
一						NNE	一〇	三	九	一	一八	一	一五	五	七、八〇
一						SE	一〇	三	九	一	一八	一	一五	五	七、八〇
一						SSE	一〇	三	九	一	一八	一	一五	五	七、八〇
一						NNE	一〇	三	九	一	一八	一	一五	五	七、八〇
一						NNE	一〇	三	九	一	一八	一	一五	五	七、八〇
一						NNE	一〇	三	九	一	一八	一	一五	五	七、八〇
一						NNE	一〇	三	九	一	一八	一	一五	五	七、八〇
一						NE	一〇	三	九	一	一八	一	一五	五	七、八〇

第三章 氣候と衛生

第一節 氣候

第三章 氣候と衛生 第一節 氣候

第四項 黃砂

黃砂とは春より夏にかけて、北方より微細の砂土を吹き來るものにて其來襲するや滿天黃灰色となり永きは一二日間も續きて其間草木の枝葉は勿論微細なる砂粒は密閉したる室内に侵入して其の防禦に苦しむ程なり。蓋し此黃砂なる者は遠くゴビ沙漠邊の灰塵又は其附近の乾燥したる砂塵が風の爲めに飛揚し、其重量の輕さと其量の多大なるとにより其一部は遂に上層の氣流に伴ひ、遂に其の氣流と共に遠く當地方に飛翔し來り、其途中雲の爲めに濕氣を帯び或は其砂塵結合の爲めに重量を加へ上層に留まること能はず、下層の氣流に落下して斯かる現象を呈する者なり。

第五款 漢口氣象統計表

漢口に本邦氣象觀測所の創設せられしは明治三十八年一月下旬にして、左の統計は同觀測所技手の觀測に係るものなり。

明治三十八年漢口氣象表

變化の激しき五、六、七、十二月の季節に於て充分の注意を拂ひたらんには、敢て恐るゝに足らざるものとす、且つ夏季の炎暑酷烈に失するを除きては、他に健康を害する原因無きを以て、概して健康地と稱し得べき也。

第二款 疾病

第一項 風土病

風土病としては、唯支那人の所謂風病なる者あるのみ、該疾患は、長江沿岸に於て住々見る所の一種の皮膚病にして、四季を通じ局部の如何を論せず、(上肢、胸部、顔面等に來る者多し)局處的に皮下結組織の浮腫を起し、患部は紫紅色を呈し、稀に紫紅色を呈せざるものあり、稍痒疹を感じ、患部は時々位置を變換す、該患の徵候としては、單に以上の事實に止り、諸機關部に影響を及ぼすこと無けれども、時に胃腸等の五臟を襲ふことありて、此際には多少胃腸の運動を阻害すと云ふ、患者は男女共にあれども、小兒には稀なり、但し該患は生命上の危険なきを以て、人多く放棄して顧みず、此外チブスに似て「マラリヤ」にも非る一種變症の熱病ありて、重に初夏に流行するも甚しく激性のものに非ず。

第二項 傳染病

傳染病としては、虎列拉、ジフテリヤ、チブス等に於て、虎列拉は、明治三十五年の夏期に流行し、死亡者少からざりき、赤痢は所謂「アミーバ」赤痢にして、支那に流行する輕症の者なり、其經過は慢性にして極めて長きに亘るものあり、チブスは四時斷ゆることなきも、秋期に最も多く、其病狀は概ね日本内地に於けるよりも輕易にして、經過日數稍短き者とす、其發熱期間は、概ね三週間に於て四週間を越ゆるは稀なり、デフテリヤは冬期に於ては支那人間に往々之あるが如し。

痘瘡は、卅九年春夏の候支那人間に稍々流行し、日本人も亦之に感染したるものあり、肺結核は日本人にして特發せしもの甚だ稀なり、蓋し日本人の家屋は、重に外國租界内にありて、外界の空氣清潔に且つ乾燥せるが爲めなるべし、之に反し支那人間には、結核性疾患甚だ多きを見る、是れ其住居の不潔にして空氣の流通不良なると、肺病患者と雖も、咯痰を床上に爲して顧みざるに因る、而して其男女を比較するに、婦人の方多きが如し、在留本邦人の病死する者は、從

第三章 氣候と衛生 第二節 衛生

來の統計によれば、チブスに罹りしに因れるもの最も多し。

第三項 最も多き疾患

漢口地方に於て最も多き疾患は、花柳病なり、醫術進歩せず、衛生思想に乏しき支那人に於ては、花柳病は、他病に比して殊に多きかの感あり、殊に漢口の如き人家稠密、勞働社會の多數なる地方にありては、著く梅毒患者を見るに至るは必然の勢なり、本邦人中之に罹る者少からざるも皆支那婦人より感染せる者の如し。

第四項 日本人が最も罹り易き疾患

初めて漢口に渡來したる人は、腸胃病に犯され易し、是れ急に脂濃き食物を用ゆると、多量の明礬を以て清澄したる水を飲用するに因れり、就中大腸加管兒患者は甚だ多く、其經過は慢性に變じ易く一旦快癒するも、容易に再發するの恐あり、而して其慢性に變じたる者は、遂に糊液便を排泄し又或は血便を泄す、是れ即ち「アミロバ」赤痢なり、本病は支那人間にも、西洋人間にも往々あれど、本邦人に比すれば甚だ少し。

第五項 患者表

今左に漢口同仁醫院の患者表を掲げん、

自明治三十八年八月壹ケ年間患者表
至同三十九年七月

病名及口別	月別												
	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	計
腸壁扶症	一三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三
並類似症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
赤痢	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
實扶的里及痘瘡疹	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
麻刺利亞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
脚氣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
關節諸病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
心臟病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
氣管及氣管支加管兒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三
	九〇	六三	四二	三二	三一	—	—	—	—	—	—	—	九〇

第三章 氣候と衛生 第二節 衛生

らず、然れども之を其儘飲用と爲すに非ず、口径二呎底一呎三吋深一呎五吋程の水瓶に楊子江の濁水を吸み入れたる後、口径二三吋長二呎四五吋程の竹筒の下部に小穴を上下二列に凡そ十個を穿ち、上部より明礬を入れ、之を水瓶に挿入し、五分時許り、水瓶中を攪き回せば、水中の有機物は、明礬と共に下部に沈澱し、約十分の後には濁水は稍々半透明の清水と爲る。支那人は、普通之を汲み取りて飲料又は器物の洗滌に用ゆれども、斯くして清浄せられたる水は、未だ全く清水として飲料に差支なきものに非ず、尙ほ幾分の不潔物或は有害物を澱滯するを以て、外國人は、更に精巧なる水濾器、外國製に掛けたる後初めて使用し居れり。又支那人にして以上の設備ある者は、中等以上のものにして、下等社會に至りては、小さき水瓶に其儘明礬を投じ、竹片或は木片を以て攪き回し、甚しきに至りては、明礬を投ずることなく、水中の土砂を沈澱せしめたる者を飲用し居れり、過般漢口支那市街に水道及び電氣を供給する水電公司の設立ありたれば濁水を飲料と爲せし漢口住民は、遠らずして清水を得るに至るべし、然れども衛生思想に乏しき彼等は、果して飲料のみならず洗滌にも清水

總計	不明症		急性阿片毒中		風土病		齒病		耳病		眼病	
	支日	支日	支日	支日	支日	支日	支日	支日	支日	支日	支日	支日
那本	那本	那本	那本	那本	那本	那本	那本	那本	那本	那本	那本	那本
六三九	三五		一二		八		一一		一四			
四三三	六四		一		五		三		三三			
七三五					五				一一			
三六一	二				一五				二二			
三五二	二						二二					
四六二	〇						一三		三三			
三七九	七	二					二		三三			
四二六	三七	一			一	二		三	三七			
三八三	六八	一				二		三	三五			
四七五	四三							三	二四			
三七八	八〇							二	二二			
五九三	八二						三		四			
四〇九	四七								二四			
九四八	〇三	六	三六	五三	一一	二二			四二			

第三款 市街の衛生設備

第一項 給水

漢口地方に於ては、日本人にして鑿井業を營むものあれども、成績概して不良にして、堀貫井戸は、全く湧出せざるか或は湧出最少くして、使用の見込なきもの多し、されば支那人は、勿論居留諸外國人も皆長江の濁水を使用せざるべか

を使用するや否やは尙ほ疑問に屬す。

第二項 汚物除去

汚物除去

汚水除去の設備としては、暗渠式の下水溝ありて、其構造深さ五呎位、磚瓦を壁み、漆喰を塗りて、花崗石の石蓋を被ひ、汚水を悉皆長江に排出する様になり居れども、修繕を加へざるを以て、所々破壊壅塞して其用をなさざることあり、殊に夏期に入れば、滯滞したる汚水の臭氣鼻を衝いて堪へ難き程なり、漢口市街に於て新に町の兩側に處々下水溝を築造しつゝあるも、現制の儘にては是亦數年を出でずして汚水の捨場となるや必せり。

糞便

糞便の排除法は、最も不完全を極め、便所は常に尿尿を以て充ち、臭氣屋外に洩れ、甚しきは便所の設無き所あり、又長江は唯一の廢物捨場の如き感ありて、漢口市民は、あらゆる廢物を長江に棄て居れり。

第三項 道路

道路

漢口のみならず、漢陽武昌の如きも殆んど表通と裏通との區別なく、街路頗る狹隘にして馬車の通行は勿論、往來難く、人力車も漸く二輛並列し得る位なる

家屋

を以て、漢口支那街の如きは、自用人力車の外は、一切往來を禁じ居れる有様にして、殊に兩側の商舖の看板が道路の上に橋渡さるゝの奇觀あり。街路はすべて花崗石の板石を以て敷詰めあれども、修繕を加ふることなきを以て、欠損或は磨滅して著く凹凸を生じ、其窪所或は道路の邊隅には塵芥、汚泥等すべて腐敗性の物質堆積し、獨り病菌を蓄ふるのみならず、偶々外より入り來る病菌の爲めに好個の培養地となるを免れず。

第四項 家屋

漢口市街の家屋は、地面の經濟上より家々密接して相連り、町幅狹く、屋棟高く、且つ多くは裏長屋を建設するを以て、光線の入射悪しく、通風不足し、鬱氣充ちて夏時暑に堪へず、疾病の並發するもの尙に故なきに非る也。

第四款 醫業

第一項 醫師及醫術

醫師及醫術

漢口地方のみならず、支那全般に於て醫師は商人等と同視せらるゝを見て、醫業状態一斑を窺知することを得べし、且つ醫師制度も、醫術開業試験もなき

診察料
同仁醫院

が故に、醫師の多くは傷寒論一篇を解し處方を知得せるに過ぎず、調水、火、血氣の不足及寒暑によりて判断し學理を講究する等のこと勿論これあるなし。醫師の初めて開業するや知友を招いて開業の宴を催ふし、看板を掲げ或は新聞に廣告するを常とす。醫師は専ら診察を業とし、藥劑を調製するは藥舖の分業に屬す。診察料は、自宅診察料一回に三百文より四五百文にして、往診料は四五百文より七八百文位なるを普通とす。但し往診料には車代或は轎子代をも含む。

藥舖

第二項 藥舖

漢口に於ては、既に三年前より我同仁醫院の開業せると、近來同齒科部の設けられたるとの外、外國醫師の開業せるもの三、四あり、又教會の一事業として病院を開設せるものあれども、未だ支那人の續々來り診察を乞ふに至らず。而して支那人の醫者は武漢を通じて約百二、三十人あり。

藥舖には、外國の賣藥請賣、秘製藥を販賣するもの、醫師の處方箋に依りて調劑する藥輔の三種類あり。支那人は、外國醫の治療を乞ふ者少きも、其外國の製

藥を求むる者は、年々増加するの傾向ありて、本邦雜貨商が賣藥を兼業して相當の収益を得、又本邦賣藥商が漢口に開店して良好の成績を得つゝあるを見れば、支那人は、既に外國藥劑の効能を認識したる者と云はざるべからず。秘製藥を業とする者は、規模大ならず、兼業と爲す者多く、往々僧及道士の秘藥を販賣する者ありて、迷信深き支那人中には、這般の秘藥を好む者割合に多し。醫師の處方に依りて調劑する藥舖は、右三種類の中最も多數を占め、賣藥のみならず時に患者をも診察することあり、左に漢口市場に於ける重なる藥舖を掲げん。

(イ) 支那人の經營に係る者。

- | | |
|------|-----|
| 鄭福蘭堂 | 河 |
| 葉開泰 | 大碼頭 |
| 朱蘭泰 | 同 |
| 彭和泰 | 同 |
| 老德記 | 夾街 |

相君閣	同	奇中華	新馬頭	資生堂	同	人和軒	集家嘴	致中和	同	寶世林	同	保保堂	正街	草鶴齡	同	劉天保	同	香山堂	同	歸乾泰	同	乙海春	黃陂街	(口) 外國人の經營に係る者	日華藥舖本邦人	河街
-----	---	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----	---	-----	---	-----	----	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	-----	----------------	---------	----

- 若林藥舖(同)
- 丸三洋行(同)
- 谷回春堂支店(同)
- 中西藥房
- 華英藥房
- 屈臣氏藥舖(英國人)
- 梁記洋行(白耳義人)

第三項 本邦藥舖及行商

新碼頭 佛國租界

本邦賣藥業が支那に於て、長足の發展を爲しつゝあるは、喜ばしき現象にして、漢口に於ても丸三洋行、日華藥舖、若林洋行及谷回春堂支店の開業し居れるあり、殊に丸三洋行の如きは、目下二十七人の賣藥行商人を地方に派出して其販路の擴張を計りつゝあり、現今最も賣行善きは清涼劑にして滋養藥、服藥、虫下及感冒劑之に次ぐ、然れども目下彼等の販賣藥品中には、往々粗製品あり爲に支那に於て、折角賣初めたる賣藥に一頓挫を來さざるやを懸念しつゝあるの

第三章 氣候と衛生 第二節 衛生

際行商者中刀剣を弄し押賣を爲す者ありて支那新聞は、盛に其横行を痛罵し、他にも惡徳行商者のある模様なりしかば、在漢口帝國領事は、三十九年左の賣藥行商取締規則を施行せり。

賣藥行商取締規則

第一條 在漢口帝國領事館管内に於て賣藥行商をなさんと欲するものは、族籍身分住所氏名年齢を詳記し身元確實なる漢口在住の保證人一名連署したる願書に賣藥品目錄を添へ領事館に願出て免許鑑札を受く可し。免許鑑札有効期間は、鑑札記載の日より六ヶ月間とす此の期を經過し引續き賣藥行商を爲さんと欲するものは期間滿了前に前項の手續きをなすことを要す。

第二條 賣藥行商者の族籍身分住所氏名に異動を生じたるときは五日以内に其旨を届出て鑑札記載事項の訂正を受く可し。

第三條 賣藥品の變更若くは増減をなしたるときは五日以内新に賣藥品目錄を調製し其旨を届出づ可し。

第四條 賣藥行商の際免許鑑札を携帯すべし他人に鑑札を貸與し又は他人より借受けて自分行商し若くは行商せしめ及び期限を經過したる鑑札を以て行商することを得ず。

第五條 鑑札を遺失し又は水火盜難等によりて之を滅失したるときは其事實を詳記して届出て再び之を願ひ受く可し。

第六條 賣藥者の賣藥行商を爲すに當り何等強迫的手段に依り若くは慈善喜捨等の名義を藉りて押賣りをなし他人に迷惑を及ぼす可からず。

第七條 賣藥行商者は制規の護照を携帯せずして漢口、武昌、漢陽、九江以外の地に行商することを得ず。

第八條 免許鑑札を受くるものは手数料として金壹圓を納む可し。

免許鑑札記載事項の訂正を受け又は鑑札を遺失紛失したる等に依り新に受くるものは金五十錢を納むべし。

第九條 第一條乃至第四條第六條及第七條の規定に違背したるものは拾圓以下の罰金又は拘留に處す。

右の規則は、多少彼等の行動を束縛するに過ぐが如きも、現状の儘に之を放任せば、常に本邦藥品の不信用を來すのみならず、尙ほ又本邦製品の販路に悪影響を及ぼす等、其弊害頗る大なるものあり、原來行商は賣藥に限らず、最も迅速に且つ確實なる廣告と爲る者にして、殊に本邦人は他の外國人にし比て支那人に接近し易ければ、此行商なる利器を以て我支那貿易は、優に歐米諸國に勝るの素因を造るを得べし、此際當業者は平穩なる行商手段により好果を得るの考なかるべからず。

第四章 漢口の過去、現在及將來

第一節 過去

第一款 武漢の沿革

近世文明の潮流は一方に於て政治上又は兵畧上の必要のみより存在せし舊來の都市を衰へしめ、他方に於ては經濟上の必要は山村水郭を驅つて大市街

たらしむ。漢口、漢陽、武昌と鼎立せる三都は何れも單に經濟上よりしても大都會たるべき要素を備ふれども、武昌と漢陽は隋、唐の代より或は省垣として或は洲府の所在地として經濟的以外に政治的原因を備へたるに拘はらず、漢口は天下四大鎮の名こそあれ、單に江夏縣下の一漁村として、其繁榮固より武昌、漢陽に及ぶべくもあらざりしは、猶ほ門司村の下の關に於ける神戸村の兵庫に於ける若しくは横濱村の江戸に於けるが如けんか。

然るに外國貿易の機運は漢口の開港を促し、開港は漢口をして遠く武昌、漢陽の上に位せしめたり。故に漢口地方の過去を論ずるに當つては開港の前後により項を分ち、開港以前は主として武昌及漢陽の沿革を説く、蓋し一千八百六十年以前の漢口は多く語るべき歴史を有せざればなり。

夏[△]の時に在つては現今漢陽鐵政局製鐵所の境内にある大別山麓^{△△}を中心として、武漢一帯の地は三苗の故地として知られ、我がアイヌ[△]族の如く漸次文化に遠かりて現に湖南の南境より雲貴の二省に其遺裔を遣せる苗族の根據たり。周、九州を建つるに當つては荆洲[△]の内に在り。周末の天下大に亂るゝに及ん

秦代 96
兩漢時代の江夏郡
三國時代
孫權に歸す
武昌
鄂晉時代
隋唐五代
淮南道
五代
宋代
元代
湖廣の名
起る
明代

て七疆國の隨一たる楚に入り。秦四方を統一しては郟の管下となり、兩漢の世には江夏郡に編せられて今に尙ほ漢口地方行政區域に夏口廳の名を留む。三國の時には吳魏の分野に接し、一代の英傑、槩を横へて詩を賦したる赤壁にも近ければ、劍戟の影幾度か長江浮鷗の夢をや驚かしけむ。劉備孫權と與に曹操を破り荆洲を三分しては江夏は遂に孫權の手に歸し、後ち孫權が都を武昌(今日湖廣總督張之洞の省城たる武昌の稍東南に在り混ずべからず)に遷すに至つて鄂の地頓に中央支那の要衝となる、兩晋南北朝を経て隋代には江夏郡となり唐の太宗が地方制によりて(今の武昌は江南西道に屬して鄂洲となり、漢陽漢口は淮南道に歸して沔湖となり、五代には武漢三都再び鄂洲の治に歸し、宋に入つては鄂今の武昌漢陽今の漢陽共に荆湖北路に隸し、元の十一年武昌(鄂洲)に荆湖省を置き十九年省を湖廣と改め武昌は今の湖北湖南廣東廣西の四省の首都となりて。今尙ほ總督張之洞氏の官名に湖廣の歴史的名殘を留む。

明は洪武二年に廣東廣西の二省を設けたれど湖廣の省名は尙ほ存して武昌

清朝分る

は今の湖北湖南兩省の首都たりしが、清の康熙六年に湖廣を湖北湖南に分ち、長沙を湖南省の首邑とし湖南に巡撫を置き、湖廣總督をして兩湖を管轄せしめ以て今日に迄へり。

第二款 開港以後

黄河の沿岸は數千年前、人文夙に開けし處所謂中原は今日の河南省にして、開封洛陽は幾朝の首都として、其故墟は曆代興廢の跡を語つて遊子をして徘徊去る能はざらしむるもの也。

故に往昔此地方の商工業は意外に發達し、交通亦た頻繁なりしが、唐都を長安(今の陝西省西安府)に定めてより、外洋沿岸各地との交通は主として江蘇浙江より長江に據り漢口より右折して漢水を利用したると、明の江寧(今の南京)に都したるとにより、河南省は經濟上不振の狀に陥り、之れに反して揚子江口の各地は頓に經濟上の地歩を確實にしたり。

西曆一千八百四十三年上海の開港あり、南京鎮江、蕪湖相踵いて外國貿易に開かれ、千八百六十一年終に漢口の開港となり、嗣いて九江の開港あり。

黄河沿岸は文明の淵源

長安の都

河南發ぶ

一八六一
年漢口の
開港 97

第四章 漢口の過去現在及將來 第一節 過去

俄然、經濟的の必要は政治的兵器的の必要を壓し來れり。第三位に置かれ居たる漢口は忽ちにして武昌、漢陽を壓し、人口は八十萬を數ふるに至れり。降つて日清戰争の結果として重慶の開港あり。天下に冠たりと稱する四川の富は航運、世界に比なき楊子江によりて漢口に出て、義和團事變は端なくも長沙、岳洲の開市を促し、固陋自尊、鎖國を誇りとせし湖南人士は自由、文明の新空氣に接し、湘、沅の二大河は汽船によりて漢口に接續せられ、日章旗や、ユニオンヂャックは絶えず洞庭湖上に翻るに至れり。

京漢鐵道は明治三十八年末全部開通し、楊子江と交叉して支那帝國を縦斷すべき幹線七百二十五哩は久しく廢頽困眠の中にありし河南省に新活氣を與へ、運輸の便は地方産物の價格を増し、價格の増加は産出者を刺激し、豆、棉、麥等の農作物は從來荒蕪地として放棄され居たる土地より耕作され、沼地は開墾されて將に米作に適せんとす。

第二節 漢口の現在

過去と將來とを除き去れば現在に就て論すべき處意外に少小也。否な現在につきては別に記述の必要を認めず、何となれば此書の全部は漢口の現在を説明するものなれば也。本節は只だ編次の必要上設けたるもの、要は過去を受けて其記事を補ひ、次節の結論に對して前提をなすに在り。

漢口を中心として下は上海、上は宜昌に往復する汽船航路は別に詳説せる如く旺盛を極め、湖南の長沙、湘潭への航路も開始以來已に三年餘、事業漸く緒に就き、洞庭湖を横斷して沅江と連絡すべき航路も常德の開市と共に大に興らんとす。

京漢鐵道は已に開通し、粵漢漢口より岳洲、長沙を経て廣東に至る九百十哩、川漢漢口より沙市、宜昌を経て四川省重慶、成都に至る一千三百哩の二大鐵道は張之洞が熱心なる指揮の下に原口工學博士によりて一部の勘査測量を了へ、將に工事に着手せんとす。利權恢復熱横流の今日、清國は上下官民、舉つて外

終に成功
せんか

河南、湖
南の農産

張之洞の
威望

第四章 漢口の過去現在及將來 第二節 漢口の現在
國の資本技術を排斥することを唱導し居れば、假令一部の有識者は如斯固陋の
見の到底行はる可らざるを洞觀し乍ら、衆愚の制する所となりて、多少の墜
跌はあるべきも、天下の大勢に鑑みて此二大鐵路が結局成效せんことは疑ふ
可らず。

河南の農産、湖南の米作、時に凶歉ありて漢口の貿易に消長増減あれども、大體
に於ては年々其産出を増し、従つて地方農民の購買力の増進に伴ふ、外國品の
需要増加となり、貿易は益々増加し、九南線、九江南昌間及京漢鐵道支線、開封河
南府間、襄陽線等の敷設と漢水航運の奨励とは、近隣諸省の物資を漢口に集中
するの方便たらんとす。

湖北省は往年長髮賊の亂により慘禍を蒙りしも、最近數十年間、他地方は外患
匪亂交々起りしに拘はらず、張之洞氏の德望威信、能く民心を慰撫し、不逞を糺
し、禍亂を防ぎ、利用厚生の道を講しつゝ、あれば商工業業均々平順なる發達を
なしつゝあり。江西、河南は時に匪亂教案に苦しみ、湖南は最近革命運動の起
點となりしが、重望張總督の如き人物が、兎も角も有力なる新式常備軍を有す

大體に於
て平靜

物産

る限りは、近き將來に於て大なる凶亂あるべしとも思はれず、少くとも目下は
境内平靜なり。

時勢已に斯くの如し、然らば現今漢口に集散する物資即ち近接地方の産物は
如何。

湖北省は米、茶、綿花、桐油、胡麻油、豆類、牛皮、烟草、獸皮、麻、生糸、木臘、鐵、藥材、小麥等を
産し、河南省は棉花、小麥、豆類、粟、米、生糸、漆、葛布、藥材、紙、桐油、蜜、絹等を産し、江西省
は茶、烟草、麻、豆類、竹、籐、陶器、紙、小麥、胡麻、水爪種、藥材、扇、葛布等を産す、就中茶は湖
北、江西、湖南三省の主産物也、湖南の主要なる産物は米にして湖北之れに次ぐ、
兩湖熟すれば天下足ると云へる諺あるにても知らるべし、江西の北部及河南
省の東南も亦米を産すれども其額大ならず、又此地方一帯は棉花を産す、豆類
の産額は河南最も多く湖北江西之に次ぐ。近年本邦の需要増進するに隨ひ
益其産額を増加するの傾あり、牛皮、麻、漆、油類、烟草、製鐵等に關する事業また有
望にして陶器の産地としては江西省景德鎮最も有名にして其製品は支那各
地に供給せらる。

四湖熟す
れば天下
足る

第三節 漢口の將來

最近漢口商工業の發達は實に異常と稱すべく、其貿易總額は明治二十九年度に於て六千萬兩なりしが明治三十八年度に至りては實に一億二千二百萬兩に達し、過去十年間に一倍有餘の増加をなせり。而して漢口の發達は常に過去の事實たるのみならず、將來に於ては倍加の速力を以て長足の進歩をなし、中央支那の商權を左右し、或は終に上海を凌駕すべき運命を有するものと云ふを得べし。乞ふ之れを商業的と工業的の二見地より論說せむ。

第一款 商業的將來

商業的將來の有望なることを證すべき原因を分項すれば左の如し。

商圏の廣大なること、

(一) 商圏の廣大なること、
試みに地圖を繕きて漢口の位置を稽査するに、湖北の東部に位し、北隣河南省中の黄河以南の地は漢口を経て外洋と商業上の連絡を保ち、西地に甘肅、陝西、二省あり、漢水によりて漢口より外貨の供給を仰ぎ、西に四川の寶庫あり、長江

九省の會

によりて物貨を漢口に輸送し、西南に貴州、雲南の無盡藏あり、長江又は(湖南)沅江の流域により之に通ず。又南に湖南、江西の二省あり、洞庭湖及長江を経て相應ず。古昔より所謂九省の會と稱するまことに故ある也、商圏の斯くの如く廣大なるもの十八省中漢口を措て果して何處にかある、天津と云ひ廣東と云ふ其商業區域、大は即ち大なりと雖も、未だ漢口に及はず。九省の物産は漢口に集りて配布せられ、外洋より來る貨物は漢口によつて是等の地方に散ず、漢口の商勢隆々として、逐年盛大を致すもの豈偶然ならんや。

未展の富源多し

(二) 商圏内に未展の富源多きこと、
四川、雲南、貴州の地は、絹布、藥材、阿片、獸皮、白蠟、麻、羊毛等に富むのみならず、尙ほ又金、銀、銅、鐵、石炭等の礦物を藏するを以て、若し盛に拓採、探鑛の法を講せば、其富や實に測る可らざるものならん。唯だ機運未だ熟せずして原野未だ宜く耕作されず、鑛山未だ深く踏査せられざるのみ。就中四川、貴州は已に漸く開拓維新の曙光を見たりと雖、雲南に至りては今尙ほ酣睡の狀に在るものと云ふ可く、河南、湖北の富源は前三省に比しては稍々世に知られたるもの多しと

雖、而も文明の春風未だ吹き渡らざるに早く已に利權回收熱の爲めに、拓植開發の途を塞ぎたるは悲むべし。然れども一時的の反動は素より文明の大潮流を支ふ可くもあらねば、以上五省の未展の富は已設及未設鐵道の利用によりて大に開發せられ漢口の市場に齎さるゝに至るべきは決して遠き將來の事にあらざるべし。

(三) 交通の至便

上海漢口間の揚子江航路六百哩は冬季最減水の期節に於ても尙ほ噸數二千、吃水八呎の汽船を通航せしめ、夏季に至つては能く吃水二十七八呎の大船巨艦を航行せしめ得べく、現に數年前英國支那艦隊旗艦「ゴロリ」號一萬二千四百餘噸は容易く漢口迄溯航せしことあり。又た漢口宜昌間四百哩は終年吃水六呎千五百噸内外の汽船を泛ぶべく、若夫れ宜昌より上游、四川に通ずる所謂三峡の險に至つては蒸氣力によりては僅に最淺吃水の砲艦を上下し得るのみなれども、民船の來往織るが如く四川の貨物は驚くべき分量に於て漢口に輸來せられ、舶來の洋貨亦た四川に入るあり。又た西北、陝西省及湖北省

交通の至便
上海漢口間

夏季は一等戰艦も通過す
漢口宜昌間
宜昌四川間

漢水

湖南航路

京漢鐵道

粵漢鐵道
川漢鐵道

シカゴに優る點

の西北部、鄖陽、襄陽地方との間には漢水の舟楫を通ずるあり、幅二百米突、深之に副ひ、大形の民船と雖も尙ほ容易に鄖陽迄溯航することを得べし、而して湖南航路は岳洲より洞庭湖を経て沅江、湘江に通じ、冬季は洞庭湖上僅かに淺吃水民船の往來するを得るのみなるも、夏季に至れば即ち吃水七八呎以上の大船も猶優に湘江に於ける長沙湘潭及沅江に於ける常德に航行するを得べし、而して京漢鐵道は漢口と河南地方との關係を密接ならしめ、從來天津の商圏内にありし河南北部も鐵道完成以後に於ては自ら漢口の商圏裏に入り來り、北京との交通も亦益便利となり、昔に政治上漢口及武昌の地位を昂めたるのみならず、北京、漢口の經濟的關係も亦緊密の度を加へ、粵漢鐵道完成の曉は、湖南廣東との距離を短縮せしむべく、川漢鐵道は貨物を民船に搭載して三峡の險灘を下るの危険と勞力とを省き得べく、更に又上海漢口間の鐵道も亦將來敷設せらるゝに至らば漢口は所謂東洋のシカゴたるの實を擧ぐべし、而かも其のシカゴに勝る點は、彼に水利少きに反し、此に四通八達の水路あるにあり。

(四) 四圍の地産物に富むこと

第四章 漢口の過去現在及将来 第三節 漢口の将来

漢口附近が米穀、其他の農産物に富むことは既に上に述べたるが如し、石炭、鐵等の礦物も亦豊富にして是等は一旦盡く漢口に集まる、将来若し農作法を改良し未墾地を拓き、洋式採礦法を採用するに至らば漢口附近の物産は益々豊饒を加へむ。

以上四原因の外(五)漢口附近人口の比較的稠密なること、随つて消費力も亦大なり(六)生活の程度比較的高度なること及び(七)過去數十年間兵亂なく且つ湖廣總督の膝下なれば将来も亦外患匪徒の憂なかるべきことは漢口商業の過去及将来に於ける大發展の原因に數ふべし。

第二款 工業的将来

漢口の商業既に斯くの如き運命を有するのみならず漢口の工業も亦近年長足の進歩をなし将来益隆盛に向はんとするの勢あるもの實に左の諸事情あるに因る。

(一)、原料豊富にして廉價なること、

漢口附近には各種の農産物を産し其少しく遠地に在るものも河川及鐵道の

便によりこれを輸致して製造工業の原料に供すべく、且つ其量豊富にして價格も亦低廉なれば工業の發達を促進すべきは必然の勢にして漢口市内に於ては近年工場諸所に勃興するもの多し。牛皮、棉、豆等其例也。

(二)、勞力豊富にして勞銀廉價なること、

支那人の勞働功程の大小は今姑く別論とするも、一般に勞働者の豊富にして勞銀の頗る低廉なるは、明かに工業の發達を促す所以なり、例へば武昌製麻局邊に於ては、一日男工一人の勞銀二十仙而して其必要に應じて忽ちに呼集し得べき勞働階級に屬するもの千を以て數ふ、漢口にては外國租界にてさへ運搬車を用ひず如何なる重且つ大なる物品も凡て苦力によりて運ばるゝが如きも其例證なり。

(三)、燃料廉價にして豊富なること、

長江の高水期には、日本炭は一噸四弗の運賃を以て漢口に輸入せられ廉價に販賣せらるゝのみならず、湖南萍鄉炭は日本炭の市價に比し更に每噸二弗余の廉價を以て購入することを得べく、且つ其炭脈は頗る豊富にして萍醜萍鄉

第四章 漢口の過去現在及將來 第三節 漢口の將來

醴陵間鐵道及湖南水路による運搬極めて便なり、石炭の供給少にして高價に且つ困難なる處に於ては大工業の勃興を見ること能はざるを想へば漢口の如きは實に工業地として合格すべき資料を有するに非ずや。

(四) 交通の便なること、
交通不便なる所亦製造工業の振興に適せず、然るに漢口に至りては即ち然らず、交通の便は前述の如く大なれば大規模にて製造せられたる工業品は至便なる交通機關を藉りて容易に其需要地に近づくことを得べし。
右の外漢口附近に於ては、大冶鐵山の如き豊富なる鐵山の存するを以て、將來機關製造業の勃興を見るに至るべく、長く兵亂の禍害を受くることなき事も、亦其工業の正順なる發達を促す所以なりと云ふべし。

第五章 工業

第一節 概説

第一款 工業地としての好望

漢口は工業地としての要件を具備するか。然り。貨物の集散地として、又交通機關の中心としての漢口は、其地理上の情勢、シカゴに類似するものあるより、外人呼ぶに東洋の「シカゴ」を以てするは蓋し偶然に非ず、されど唯地理上の情勢が相類せりとの漠然たる意味は暫く措き、工業地としての漢口の好望は從來商業地としてのみ世に知られたる爲めに却つて世に閑却せられ居たるが如し。具さに觀察すれば轉運發貨の中心點たる漢口は商業地としてよりも寧ろ工業地として遙かに價值ある者に非ざるか。

試に思へ、土産貨物は牛莊にも集るべく、廣東にも又上海にも集るべし。されど如上の集散地は直接土貨の原地出廻品を収集するに非ずして、已に商人の

第五章 工業 第一節 概説

手を藉り獲利の目的を以て轉送さるべく収集されたる所謂商品の發轉地なれども、漢口は之と異りて各種の原料品が多く生産者の手に由りて一處に集合する最初の一大集瀦なれば、其送來品が商人の手に移さるゝ間は猶ほ一個の産物にして商品に非ず、商品に非ざる土貨の價格は、純粹の生産原價に僅かの利益を見積りし者にて、商人の手數料、諸掛り及其他雜多の計算を包含せる者に非ず。即ち漢口は坐して生産原價に等しき價値の土貨を多量に購求し得べき最好地位にある者なり。

第二款 重要原料品

今左に工業品を製造すべき原料の種類を掲ぐ、

品名	單位	年産見當	產地	一擔の時價	摘要
獸脂	擔	五〇,〇〇〇	四川、湖北、陝西、河南	九兩	製蠟、製鹼原料
皮油	同	二五〇,〇〇〇	湖北、陝西、湖南	十二兩	同
漆油	同	二〇〇,〇〇〇	陝西、四川	十三兩半	同

第五章 工業 第一節 概説

品名	單位	年産見當	產地	一擔の時價	摘要
胡麻	擔	二五〇,〇〇〇	湖南、河南、湖北	四兩	製油原料
菜子	同	一五〇,〇〇〇	同	二兩三匁	同
黃豆	同	三〇〇,〇〇〇	湖北、河南	二兩六匁	製粉業原料
小麥	同	一〇〇,〇〇〇	湖北、湖南	二兩六匁	「マヘナリ」にて製粉業原料
綠豆	同	五〇,〇〇〇	湖北、江西	二兩五六匁	製鹼製油原料
落花	同	三〇〇,〇〇〇	湖北	壹匁	製油、燃料、飼料
棉實子	同	三五〇,〇〇〇	湖北、四川、陝西	約二十兩	製糸原料太糸向
棉花	同	一五〇,〇〇〇	湖北、四川、河南	百二十兩	製麻布製網原料
苧麻	同	二〇,〇〇〇	湖北、四川、河南	百二十兩	ブラッシン原料及肥料
猪毛	同	二〇,〇〇〇	湖北、四川、湖南	八六匁	
鳥子	二十個	七〇,〇〇〇	同	五兩	織物原料
石膏	擔	未詳	湖北	壹兩	陶器塗料、像原料
牛皮	同	二〇〇,〇〇〇	湖北、湖南、河南	三十四兩	革帶靴等

桐油	白蠟	各種毛皮	棉羊皮	山羊皮	ニアン ニンチモ	鉛鑛	牛皮屑
同	擔黃白	同	同	枚	同	同	擔
三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一,〇五〇,〇〇〇	同	未詳	二,〇〇〇
湖南、四川	湖南、四川、貴州	湖南、四川、陝西	河南、陝西、山西	河南、山西、陝西	河南、湖北	湖南、貴州	湖北、漢口
至七兩九分	六十兩	至一三弗	至一三弗	至一三弗			至三八兩
塗料	製蠟藥材	毛皮					牛皮膠原料

工業未だ
興らざる所

右の内皮油、獸脂及白蠟は共に製蠟製鹼の原料として産額大なれば採つて製鹼業と製蠟業とを興すに足り。胡麻、菜種子、豆類、落花生、胡桃類は油類搾取業を起すに足り、小麦、蚕豆、蓮根は用ひて製粉業の資料とすべし、棉花と苧麻とは紡績業に、豚毛はブラッシ製造に資すべし。

此等の製造業は凡て漢口地方に開始し得べき性質の者のみに非ずして或は本國に於ける全種原料品の比價上、原料品の儘輸出するの製品と爲し輸出す

工業地と
しての多
くの將來

第二節 工場

第一款 已設工場

現に武昌、漢口及漢陽にある内外、公私設工場の主要なるもの左の如し

るに勝ることあるべし、或は漢口に於ける目下の状勢は猶ほ上記各種の製造業を營むに適せざる事情あらん、或は製品の販路を發見し難きが爲めに開始し能はざることあるべく、或は又日本への輸入税は製品に高くして原料品に安き事情ある等種々の障礙ありて未だ上記の製造業を悉く開始すること能はざることあるべし、されど猶ほ其内日本人に恰好の事業にして粗製品に着手されざる種類の一二に止まらざるあり。近來油類搾取業、牛皮膠製造所、或は硝子製造、タオル製造、製粉業等の工場が已に設立せられ、又は設立せられんとする内外の企畫を耳にすることあるは全く製造業を起すの有利なるを覺知するに至りし徵證とも見るべしと雖、要するに工業地としての漢口の勃興は尙ほ將來に屬す。

工場名	國籍	工場名	國籍
漢陽鐵政局	清國	漢陽タオル製造所	清國
兵工廠	同	漢口瓦及煉瓦製造所	獨逸
武昌織布局	同	福華烟草製造所	清國
武昌紡紗局	同	英商香烟公司烟草精撰所	英國
燧昌燐寸製造所	同	和豐麵粉製造所	同
阜昌磚茶製造所	露國	恒豐麵粉製造所	同
新泰磚茶製造所	同	漢豐麵粉製造所	米國
順豐磚茶製造所	同	金龍麵粉製造所	丁抹
武昌官絲局	清國	日信豆糟製造所(二個所)	日本
享達利アンチモニ製造所	佛國	元豐豆糟製造所	清國
東福アンチモニ製造所	日本	興盛豆糟製造所	同
鋼藥廠(火藥製造場)	清國	華昌豆糟製造所	同

漢口製氷所	米國	和順蛋廠	埃國
硝子製造所	清國	美最時蛋廠	獨逸
漢口器械製造所	獨逸	禮和蛋廠	獨逸
日信棉花壓搾場	日本	元享蛋廠	獨逸
美最時棉花壓搾場	獨逸	永興蛋廠	佛國
瑞記棉花壓搾場	獨逸	瑞興蛋廠	白耳義
禮和棉花壓搾場	獨逸	製麻局	清國
立興棉花壓搾場	佛國		

(備考) 國籍は名義人の國籍に據る、但し實際清國人の經營にして唯だ清國官憲の干涉を免かれん爲めに外國人名義とせるもの頗る多し
 此外清國人の經營する小規模の棉布製造鍛冶工場等枚舉に遑あらず
 第二款 武昌官設四工場

武昌四工場とは織布局、紡紗局、官絲局、製麻局を謂ひ、共に明治二十六年湖廣總督張之洞の創設に係る者にて、武昌文昌門外の江岸にあり。清國官業の通弊

として冗員冗費のみ多くして一向經營の緒に就かず不良の成績を表はしつゝありしが、明治三十五年に至り廣東商人(香港上海銀行買辦鄧某)と張之洞との間に數度の交渉を重ね漸く熟議の上全年八月一日より向ふ二十年間一定の使用料を官納して廣東商應昌公司の經營に歸して以來相當の利益を見るに至れり。

第一項 織布局

機械

織布局は紡紗局と相隣り且つ經營者も全一なれば紡紗局製造の棉糸は勿論織布局に於て使用するが如く思はるゝも實際は別立にて業務を營み彼我の間に其製品を流用するが如き事なし。故に織布局内別に紡績機ありて目下使用し居れるもの百〇二臺に達す。此内三十六臺は緯糸紡績機にして各臺四百四十錘、六十六臺は經糸紡績機にして各臺三百七十六錘、總計四萬〇六百五十六錘を有す、尙ほ五百臺の織布機ありて皆運轉せらる。

製造高

目下紡績機一臺一日百四十封度乃至百五十封度の線糸を製し織布機は職工の技術未だ充分熟達せざるを以て一臺一人一日三十二ヤード乃至三十五ヤ

製品

ード位にして一日綿糸製造高は一萬六千封度なり。製品は經糸十四手緯糸十六手の生金巾の一種にて寬三十六吋長四十碼を一匹とし其品質の精粗に由りて左の五種に分てり

種類	單位	卸賣相場
頂印	一匹	四兩
天印	一匹	三兩八錢
地印	一匹	三兩七錢
玄印	一匹	三兩六錢七分
黄印	一匹	三兩六錢二分

原料

原料は専ら湖北産の棉花を用ひ、織布に使用せし棉糸の殘餘は漢口市場に賣却す、其製作に係る生金巾は太糸織の厚手にして、且つ寬廣き點に於て土布に優るを以て、英米の雲齊が冬期の常用服として、漢口地方に大販路を有すると全時に該工場の製品も亦漸く兩湖乃至四川、雲南、貴州、廣東、陝西等の地に販路

を有するに至れり。

目下使役し居れる職工は二千人にして賃金は上中下の三等に分れ上等一日一人二百文中等百五十文下等百文執務時間は午前は六時より十二時迄午後は一時より六時まで夜七時より十一時までとす。

第二項 紡紗局

該工場は製麻局と全しく漸く整理の緒に就き目下已に收支相償ふに至れり。紡績機は百四十六臺ありて英國「マンチエスタ」製品と白耳義の製品なりと云ふ、一臺三百三十六錘總計四萬九千〇五十六錘を有せり。尙ほ原動力機として千五百馬力を有する汽關あり其他該工場内には諸器械の修繕工場も備はれり。

原料は湖北産の織緯短き棉花を使用し居るを以て目下殆んど十四手の一種のみを製造し居れり。一日の總製造高は三十大俵乃至四十大俵一大俵は四百封度にして小俵四十を以てなる、一小俵は十四カセ入にして十封度の重量を有すにして每一俵の目下の卸値八十兩なりと云ふ。三十八年に於ける總製

造高は一萬三千俵に上り明治三十九年は少なくとも二萬以上に上る見込なりし。

官業の當時に在りては大分通州棉を使用し、十四手及び十六手は三七の割合を以て製造しつゝありしが、該工場が應昌公司の經營に歸するに及び方針を確定して一切外來の棉花を用ひず、専ら湖北産の棉花を用ゆることとなせり、製品は重に上航貨物として湖南四川の地に供給せり。

職工は總計千五六百人にして賃金は三等に分れ上等四百文中等三百文下等百文以上、執務時間は午前六時より十二時まで午後一時より六時までにして、目下夜業は爲し居らざれど夜業をなす場合には一日分の賃金を給すと云ふ。

第三項 官糸局

官糸局は四局の内規模最も小にして、初め他の三工場と全時に應昌公司が一年九千兩にて借り受けたる者なれども、業務の施行上着手し難き理由により、明治三十六年四月寧波人協成官號の主人之を年租一萬兩にて轉借することとなれり。目下使用の機械は線糸釜三百〇八臺にして一臺五個の錘を有し

第五章 工業 第二節 工場

簾は三百馬力の機關を以て回轉し居れり。

製品は十二デニール乃至十五デニールの間にして一日の製造高凡そ一擔内
外價八百兩原料は湖北産にして沔陽産最も多く重に黄糸を使用し居れり製
品は全部上海に輸出し居れり。

職工は四百七十人ありて皆女工に係り賃金は上等百八十文中等百二十文下
等九十文執務時間は午前六時半より十一時半まで正午十二時より六時半ま
てにして毎年一月より五月頃までは原料欠乏の爲め休業す。

第四項 製麻局

全工場は明治三十七年十一月本邦より技師及男女職工を聘せしより目下其
成蹟大に見るべき者あるに至れり。而して三十八年中は工場の整理機械の
据付手入等に忙殺せられ二三の器械運轉せしも唯だ試験的に麻糸紡績の業
務を開始したるまでに過ぎざりしが三十九年度に入りて技師も手揃ひ支那
職工も大分熟達したれば此年度より大に本業を經營せん計畫にて第二工場
の完備するを俟ち該工場に於て専ら漢口に多額の需要ある麻袋の製造に着

手すべしと云ふ。左に第一工場及第二工場に於ける諸設備品を掲げん

第一工場

種類	數量	摘要
動力機	一臺	百五十馬力實馬力
同	三臺	各八十馬力
唧筒	三臺	
漚罐	三本	
四百燈機械	一臺	
原麻漂白機械	九臺	
銅製バツク	九個	染色用
紡績機械	六十六臺	
旋盤	五臺	
木旋盤	二臺	
鋸機械	一臺	

第五章 工業 第二節 工場

製織機	五十四臺
繰糸機其他	十九臺
化工機械	二十臺
第二工場	ローラ糊付幅出シ其他
汽罐	貳本
動力機	一臺
唧筒	二臺
紡績機械	三十八臺
木旋盤	二臺
製織機及付屬機	四十二臺
製品	三百馬力
製造高	
麻袋の有	

製品は「ラミール系及び「ラミール系を原料とせる織物にして、洋服地襯衣地、テーパークロス、シート、ナブキン、タオル」等に供すべく一日の製造高は製糸參百斤(八十番より百四十番まで)織物の製出は一日平均五百碼内外なり。而して今回第二工場に於て製造せんとする麻袋は非常に有望なる事業にして、漢口に於ける麻袋の需要は非常に多額なる者にて、其需要高一日少なくとも五六萬個を下らざるべしと云ふ。

に於ける麻袋の需要は非常に多額なる者にて、其需要高一日少なくとも五六萬個を下らざるべしと云ふ。

原料は湖北の各産地より供給され、製品は漢口市場乃至地方に賣出す筈なれども、該局の製品は未だ市場に現はれしこと無きを以て、其市場に於ける弊價を窺ふこと能はず。

現在の職工は四百五十三人(男二百〇二人、女二百五十一人)にして、賃金は男一日最高十五仙、最低七仙、女工最高十三仙、最低六仙、執務時間は毎日午前七時より午後六時までとし、毎月清曆一日及十六日は休業日とす。

第三款 漢陽鐵政局

漢口武昌漢陽を通じて最も宏大なる製造所と云へば、先づ指を漢陽の鐵政局と兵工廠に屈せざるべからず。鐵政局は明治二十五年十一月湖廣總督張之洞の創立に係り、一切の器械は白耳義コクリール會社より買入れ、愈々其事業を開始したるは明治二十七年八月頃なりき。當初創業匆忙の際に管理者其人を得ざりし爲め、財政の困難を來し、遂に其年漢口の獨逸銀行より資金を

第五章 工業 第二節 工場

借り獨逸人「トツベ」を聘入したりしが、獨逸銀行は其貸金を口實として不法の案件を提出し、張之洞も之を煩とし遂に返金の上更に白耳義技師を雇入たるも、財政の困難は愈々切迫して其處置に苦しみ一時は之を白耳義或は獨逸に賣却せんと企てたりと傳へらる。去れど北京政府は之を許さざるより遂に盛宣懷に引渡すこととなりたるは、明治二十九年にして盛は之を株式組織と爲し民間の資本を入れ、辛ふじて之を維持せり。三十三年以來我若松製鐵所と契約を結びて銑鐵の賣込を始めたり又三十二年當處より日本に輸出したるは六萬千噸八萬二千兩に上れり。

位置は大別山の東麓にあり、南、長江沿岸より北に約二千米突の地區を以て其敷地と爲す。即ち漢水と龜山とに挟まれたる細長き地區にして鐵政局碼頭（長江岸にして漢水河口より上流約二百米突の地點）を登り、工場用石炭及鐵礦等を船より運搬する爲めに工場より碼頭に敷設せる鐵道に沿ふて進み行くこと七八百米突にして、銑鐵の製造場あり。

其工場の装置宏大にして機關の据付、運搬具及建物の配置其他必要なる設備

等は、我が若松製鐵所の如く、三個の建物と二基の熔鑛爐及び二個の貯水池と外に數個の貯炭所積鑛所あり。

建物の一は汽鑛室にして五個の汽鑛を装置せり、次の建物は機關室にして其大装置の機關が汽鑛の動力を受けて種々の作用を熔鑛爐及び其他の機關に附與するものなり。

熔鑛爐は高さ約三十間直經三間許り耐火煉瓦を以て作り、自動昇降器を以て絶へず「コークス」と鐵鑛とを圓筒の頂上に運搬し時を定めて兩者を混合し、同時に上口に投入する時は鐵鑛は熔解して下層に沈溜し其上に生ずる滓渣及び「コークス」の燃殻は圓筒下部の口より排泄せらる。如斯して得たる熔鑛は圓筒最下部の口より通ずる途を流れて前面の型造地稍や斜面にして長さ三尺幅四寸計りの區劃を夥多掘り連ねたる場所なりに入り固結し長さ三尺幅四寸程の立方鉢の銑鑛塊と爲る一日の製造高九十噸なり目下は一臺の熔鑛爐を使用し居れり。

第一部にて鑄造せる銑鐵塊は凡て之を第二部の工場（一部工場を北に行くこ

と二丁計りにて奥行三百米突間口約八十米突の長方形の一大工場なり)に送りて鐵板及軌條を製造す今其模様を見るに該工場は二部に大別され其前半部に於て場の一隅に五個の「シ」マンマーチン爐を備付け第一工場にて製造せる鐵塊を熔解して鋼鐵を造り更に其を「ロ」ル機に掛けて軌條と爲し又平板厚さ五「ミ」リ乃至一「サ」ンチ位にして多分船舶の材料ならんと爲す更に内部に進みて後半部機關の運轉を見るに大装置の「ベ」ヌメル式爐二個を据付け盛に鋼鐵の大塊を製造し更に其を「ロ」ル機に掛けて専ら軌條を製造す其の「ロ」ル機は完全なる者にて白熾せる鐵塊軌條二本分を壓し伸ばして軌條と爲すに僅かに四五分間を要するのみ毎一日の製造高は兩者通じて軌條三百本なりと云ふ。

熔爐用燃料は萍郷産の石炭を「コ」ルクスと爲したるものを運搬し來りて使用す汽罐用燃料は主に日本の門司炭にて明治三十三年以來三井三菱兩社の輸入する者なり。該製造所の燃料使用高は石炭「コ」ルクス共計每一ヶ月約四千噸なりと云ふ用水は龜山山麓の溪流を壕に貯へ更に唧筒を以て貯水槽に汲

熔爐用燃料
汽罐用燃料

み上げ使用す。

目下新工場(鋼鐵工作部)建築中なり落成の上は事業上一大發展をなすべし。

第四款 漢陽兵工廠

兵工廠は鐵政局の北隣にして亦龜山の東麓に在り。

工場は煉瓦造りの二階建なり左の四部に分たる。

- 一、小銃製造所(藥筈製造所と彈子製造所の二つに分たる)
- 二、小銃製造所
- 三、大砲製造所
- 四、砲彈製造所(彈子製造所と藥筈製造所との二つに分たる)

小銃は一見我が卅年式歩兵銃に則り、口徑も銃の全長も殆んど等し。唯照尺は二千五百米突の射達距離に刻まれ機關部に於て安全機と挿彈子(五個を挿入す)との形狀を異にす(安全機とは所謂安靜彈に掛る器械にして其形は我が十連發の轉把に類す)而して其彈丸の形狀彈子の物質も亦我が三十年式に異ならず。

小銃

工場

本部は非常に軽き硬質の材料を以て作り、每一ヶ月の製造高三千挺大砲は重に五十七、ミリの山砲と五十三、ミリの野砲とを製造し其毎月の製造高は各六門宛なりと云ふ。

第五款 燧昌燐寸製造所

燧昌公司は光緒二十三年明治三十年八月の設立に係り資本金參十萬圓上海の豪商葉澄惠其大株主にして宋煒臣其支配人たり位置は漢口、日本專管居留地擴張區域内にあり。目下硫黃燐寸を製造しつゝあるが硫黃燐寸が地方の嗜好に適したること、製品の良好なる事と特權を得たること等に依りて聲價及便宜を得、當地方に於て可なりの販路を有しつゝあり。最近本邦の燐寸を市場より驅逐し湖南河南に於ける燐寸業目下は殆んど燧昌公司の獨占する所となるに至れり。

工場内の設備は約五千坪の敷地を有し、十二種の工場百八十區の房室に分たる。

發貨房 一 各種材料の倉庫にて他の工場に其貨物を送付し又は製品を

沿革

硫黃燐寸

工場内の設備

藏す

- 爐子房 一 軸木の乾燥室なり
- 排板房 四 軸木を板上に羅列する所にて裝藥の準備工場なり
- 押板房 一 排列せる軸木を壓して齊頭に爲す所
- 上藥房 二 軸木の端に藥を附着する所
- 脱板房 一 排板より上藥せる軸木を取り去る所
- 効力房及 一 上藥せる軸木を兩斷する所
- 札力房
- 裝盒房 一 出來上りたる軸木を箱に填充する所
- 成包房 一 二打を表紙に包む所
- 配藥房 一 藥の調合所
- 和藥房 一 調合藥を混和する所
- 押藥房 一 藥を煉る所

以上十二種十六個の工場は百八十區の小房室に分たれ一室間口十二尺奥行十六尺程なり。

第五章 工業 第二節 工場

使用人の制度は大約左の如し

工教又は工頭：一室に二人乃至六人の工頭ありて工人執務の巧拙に就き

教示の勞を採る即ち一室の工長にして各々専門とす手當は月八元以上二十五元とす

工長：……工長は工場職工長にして全部に渉る仕事の巧拙を取締る手當は月四十元内外

文長の檢工：……文長とは工場の見張り番にして職工の勤惰行狀に付監督を爲し全部通じて三十人あり給料は三十元以上六七十元にして其平生の職務は各職工の製造高に關し附標の符を配り其符と引替へに現金を渡し又製品を倉庫に運搬の監督を爲し其他種々の會計庶務を取扱ふ

右の社員は合計四百五十人にして使用職工は平均千五百人乃至二千人なり。製品の種類……燐昌公司漢口工場にては現に硫黄燐寸のみを製し其製造には皆人工を用ひ機械力を使用せず。先づ軸木を板上に排列し之を併せて螺

商	牌	一箱(百ヶロッソ)	一小盒價格	軸木數	軸木	藥の附きの方
單獅印	硫黄小箱	十兩	三文	六十外木	軸木は松の一種を用ひ不揃なく細軸	藥の附方少し値し發火の點四ヶ所あり
雙獅印	同 中箱	十二兩五匁	四文	八十五外木	全上 中軸	少し
三貓印	同 同	十兩六匁	四文	八十外木	象印に似たり	藥の附方少なくして附かざるもの一箱中に二三木あり
象印	同 同	十一兩	四文	七十二外木	軸木は雙獅子より太し	箱中に二三木あり
三鷄印	同 同	十兩六匁	三文	七十九外木	象印に似たり	全上
雙獅印	安全大箱(五十ヶロッソ)	十六兩	四文	百十外木	白揚細軸、軸木よく描ひ色極めて白く艶麗なる佳なり	藥能く附き居れり

第五章 工業 第二節 工場

旋捻ち器にて締め裝藥室に送り軸木の兩端に硫黄及燐を附着し次に軸木を中部より切斷し各軸木を小箱の中に詰め之を六十箱集めて包紙に包み其の二百四十個を木の箱に荷造す、小箱張りは工場外貧民の内職に係る、又商標紙印刷は工場内に印刷機を据えて之を行ふ。製品は硫黄燐寸[△]及安全燐寸[△]安全燐寸は神戸日進社にて作るの二種にして今其各種類の品質一箱の價格一小盒の價值を掲げん。

製品の弊價……上述の如く燧昌公司の硫黄燐寸は單獅印、雙獅印、象印、三貓印及び三鷄印の五種にして箱は小箱、一箱の軸木の數六十本内外にして軸木は松の一種及び楡を用ひ、中軸にして軸木黒味を帯び一見不躰裁なるも、濕氣を吸收せず、軸木尖頭には硫黄並に赤燐を充分に施しあれば耐風力強く、燃焼力盛なり。是れ燧昌燐寸が各地に評判好き所以にして、今や益々其の販路を擴張して湖北は勿論、湖南、河南、陝西の内地にも行渡り、漸次以西に侵入しつゝあるの傾向なり。

包装荷造

製品の荷造……漢口附近への送荷には木箱のみを用ひ、陝西及湖南の内地への分には箱の内部を葉鐵又は「トタン」張として發送す。箱の價は一個三匁乃至三匁五分、「ブリツキ」は一箱五匁内外にして、其他鐵帶釘工費共二匁五分乃至三匁にして、總計壹兩乃至壹兩壹匁を要す。

製造高

製造高……毎日百四十箱(小盒は百「ゲ」ロツス「入」並盒は五十「ゲ」ロツス「入」)の割合にて、毎年凡そ五萬箱の硫黄燐寸を製造し、一箱の卸直段平均十二兩と見做して毎年六十萬圓の差額ある割合なり。

原料の供給地

原料の供給地……製造原料中(一)軸木は主として本邦産を用ひ又湖南、江西等より來る軸木を用ふ。日本軸木の價格は運賃諸掛を併せ一擔壹兩八匁なり(軸木は長さ三寸五分にして二本分となる)(二)硝子粉は主として英國より輸入し一擔の到着價格約二兩二分(三)燐も英國より輸入し一擔の漢口市價六十二兩(四)硫黄は日本より輸入するもの多く一擔三兩八分(五)箱木は大阪、兵庫等より輸入し一擔の到着價格十四兩(六)張紙及包紙は主として英國より來り一擔二十六兩なり。

原料購入

燧昌公司が三十八年に輸入したる原料の數量及び價額左の如し。

硝子粉	一、九四四	四、三七三
張紙	三〇七	七、九八二
包紙	二、六三五	二〇、〇二六
燐	二二九	一四、一九八
小箱木	一、二〇六	二七、一四六
軸木	四四、五九四	七八、〇四〇